

令和6年度
自己点検評価書

令和6(2024)年11月
静岡福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	46
基準 5. 経営・管理と財務	53
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A. 地域社会に対する貢献活動	71
V. 特記事項	76
VI. 法令等の遵守状況一覧	77
VII. エビデンス集一覧	90
エビデンス集（データ編）一覧	90
エビデンス集（資料編）一覧	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 静岡福祉大学（学校法人静岡精華学園）の建学の精神・基本理念

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の歴史は、明治36（1903）年に創立した静岡精華学園静岡精華女学校にさかのぼることができる。創立者の杉原正市氏が時代に取り残された女子教育にかけける自由への志と熱い思いを当時の建学の精神「時代に即応する新しい人材の育成」にうかがい知ることができる。建学の精神は、平成16（2004）年に設置した静岡福祉大学へと引き継がれている。

また本学の母体である学校法人静岡精華学園は平成15（2003）年、学園創立100周年を契機に各教育機関に共通する方針として、建学の精神を土台とする教育理念「愛・自立・共生」を掲げた。

本学は、静岡精華学園の建学の精神及び教育理念を引き継ぐとともに、大学独自の基本理念（教育理念）として『福祉力を鍛える』を掲げてきたが、令和6（2024）年度より『共に生きる』を新たな教育理念としてスタートしている。

『共に生きる』とは、「生命の連鎖 symbiosis」そして「多文化共生 coexistence」という二つの意味を包括しており、その底流にはコミュニケーションつまりは「わかちあう」、「わかりあう」というコンセプトがある。人格共同体としてのコミュニケーションの実現こそ、平和・幸福・健康を求めていくこの教育理念そのものである。

2. 静岡福祉大学の使命・目的

前述のように本学は、2学部（社会福祉学部・子ども学部）3学科（福祉心理学科・健康福祉学科・子ども学科）があり、建学の精神である「時代に即応する新しい人材の育成」を基に令和6（2024）年度から、教育理念・使命・目的を新たにした。

本学の使命は、「近未来の共生社会づくりに取り組む」ことである。今日的な言い方をすれば、持続可能な福祉社会を目指してウェルビーイング（良く well+ある being つまり身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）を醸成していくことである。言い換えれば、市民の「健康で文化的な生活」（生存権・生活権）を保障する社会であり、「生命、自由及び幸福」（幸福追求権）を積極的に追求する社会でもある。

学則第1条において、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな人間性を育み、福祉及び教育に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、共生社会のための有為な人材を養成することを目的とすると明記している。

現代の大学に求められている DP（学位の本質）に鑑みて、VUCA（Volatility 変動性、Uncertainty 不確実性、Complexity 複雑性、Ambiguity 曖昧性）時代に対応する専門分野の枠を超えた「知的な技法」や「深い洞察」を涵養する新たな人材の育成を求めて、研究・教育の質の改善に努め、ライフステージに応じた人間・地域・環境のあり方を探究することである。

開学時に「福祉」を標榜して立ち上げたとき、「幸せ」や「豊かさ」を語源とする共生社会の実現を基調として、本学の教育の目的・目標として掲げてきた。爾来、福祉・教育の高度な専門職の養成に留まることなく学生主体の学びによる生涯発達を目指して、地域・社会と連携協働して、世代や関係を超えて多様性を認め合い、共生社会を実現していくことに努めている。

3. 静岡福祉大学の個性・特色

本来、共生社会づくりとは、全ての人々が尊ばれ支え合うことで、「幸せ」や「豊かさ」を享受できる地域社会を育むことを意味している。本学の教育は、福祉職・教育職等の専門的な人材を養成することに主眼を置いているが、その養成の基底には、ひと本来の生命・生活・人生の多様なステージをデザインし、その礎にある地域や環境のあるべき未来を探究するリテラシーを修めることで、共生社会づくりに寄与していくことにある。

言うまでもなく、大学のビジョンは、概ね教育・研究そして社会貢献において成り立っている。教育のビジョンにおいては、「〈いのち〉を育むこども学」と「〈くらし〉を支える福祉学」を二つの柱とし、真の教養人として生きる力を身につけるための「人間性の形成」を基盤として、その目的の一つは「専門職」の養成を結実させていくことであり、もう一つは広く共生社会づくりの多様な「主役」を育むことである。

研究のビジョンとしては、「知の交差点」としての学際的なテーマを視野に入れながら、不断の研究活動をとおしてその成果を社会的に還元していくことである。幸いにして、福祉学も子ども学も、ともに応用領域であり、学際領域でもあり、身近な地域社会をテーマとすることが多く、人間・地域・環境をフィールドとして活動する教職員は少なくない。

社会貢献のビジョンについてみれば、開かれた大学として「知の拠点」としての役割を自覚し、多様な地域活動をとおして課題解決に取り組むことで、地域と協働する大学づくりを目指している。昨今は、大学間交流事業として、国内外の大学との協働事業、近隣の自治体との包括連携事業に取り組んでいるのは、その証左でもある。

他方、こうした事業活動は、学生たちのためのエクステンションプログラムであり、正課の受講のみならず、多様な専門機関・団体あるいは市民活動との協働・参画もまた推奨しており、地域連携推進センターを軸として、学部・学科の特性を活かして一定の学修成果を上げている。

福祉心理学科では、心理学を基礎として学んだ社会福祉士・精神保健福祉士の養成とともに、心理学をさらに追究するために公認心理師を目指せる充実したカリキュラムを構成している。

健康福祉学科では、介護分野となる介護福祉士養成や健康運動分野と医療福祉分野の学びを取り入れて、人の生活と健康をみつめる人材を育成している。

子ども学科では、子どものあそびへ追究した表現の分野や心理分野のカリキュラムが構成されている。教育分野として子どもの心身の発達や幼稚園と小学校の接続を大切にした幼稚園教諭や小学校教諭を養成し、保育分野では保育の実践力を高め、子どものみならず保護者へ寄り添い支援を考えられる人材の育成をしている。

つまり、生命の連鎖、世代の連関、異文化との協働をとおして、「いのちのつながり」を大切なテーマとして大学教育を実践し、医療・福祉・教育・心理の分野における有為な人材の育成を目指している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 4 (1992) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡精華短期大学開学 2 学科 国際文化学科、商学科
平成 14 (2002) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉学科開設 ・商学科をビジネス情報学科に名称変更 ・国際文化学科廃止
平成 15 (2003) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡精華短期大学を静岡福祉情報短期大学に名称変更
平成 16 (2004) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡福祉大学開学 1 学部 2 学科 社会福祉学部 福祉心理学科、福祉情報学科 ・静岡福祉情報短期大学を静岡福祉大学短期大学部に名称変更
平成 18 (2006) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・新校舎「福祉創造館」が完成
平成 21 (2009) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡福祉大学社会福祉学部医療福祉学科、健康福祉学科を開設
平成 22 (2010) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡福祉大学短期大学部を廃止
平成 24 (2012) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉心理学科に保育士養成課程（保育心理コース）を設置
平成 25 (2013) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報学科を廃止
平成 27 (2015) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市との包括連携協定を締結 ・子ども学部を開設 1 学部 1 学科 子ども学科
平成 28 (2016) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・藤枝市との包括連携協定を締結
平成 29 (2017) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津商工会議所、大井川商工会との包括連携協定を締結
平成 30 (2018) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市との包括連携協定を締結
平成 31 (2019) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉学部福祉心理学科及び子ども学部子ども学科の入学定員を増員 ・子ども学部子ども学科に小学校教諭一種免許状の養成課程を設置
令和 4 (2022) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津青年会議所との包括連携協定を締結 ・社会福祉法人牧ノ原やまばと学園との介護福祉士奨学金貸与規則に基づく学資援助の覚書を締結
令和 5 (2023) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・東国大学校 WISE キャンパス（韓国）との学術交流に関する協定を締結 ・富士市との包括連携協定を締結 ・静岡産業大学と単位互換に関する協定を締結 ・社会福祉学部医療福祉学科を廃止
令和 06 (2024) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡大学教育学部と単位互換に関する協定を締結

2. 本学の現況

- ・ 大学名 静岡福祉大学
- ・ 所在地 静岡県焼津市本中根 549 番 1
- ・ 学部構成 社会福祉学部 福祉心理学科、健康福祉学科
子ども学部 子ども学科
- ・ 学生数、教員数、職員数

①学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員		収容定員	在籍者数				合計
			2年次	3年次		1年生	2年生	3年生	4年生	
社会福祉	福祉心理	100	2	2	410	76	82	116	90	364
	健康福祉	60	2	2	250	21	29	28	22	100
社会福祉学部合計		160	4	4	660	97	111	144	112	464
子ども	子ども	70	—	—	280	38	37	36	38	149
子ども学部合計		70	—	—	280	38	37	36	38	149
大学合計		230	4	4	940	135	148	180	150	613

②教員数

学部	学科	専任教員数						兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
社会福祉	福祉心理	9	4	4	0	0	17	33
	健康福祉	6	5	0	0	0	11	
社会福祉学部合計		15	9	4	0	0	28	
子ども	子ども	5	2	5	2	1	15	22
子ども学部合計		5	2	5	2	1	15	
大学合計		20	11	9	2	1	43	55

③職員数

	正職員	嘱託	非常勤	派遣	合計
人数	28	0	6	3	37

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
■ 使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。
■ 使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。
■ 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものであるとなっているか。
1-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・使命・目的は、「2024 年度学生便覧」に掲載し、学生及び教職員に配付した（【資料 1-1-1】）。
- ・使命・目的は、令和 6（2024）年度に見直しを行い、わかりやすい文章になっている（【資料 1-1-1】）。
- ・学部、学科ごとの教育研究上の目的も「2024 年度学生便覧」に掲載している（【資料 1-1-1】）。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的に関し、具体的に明文化するとともに簡潔に文章化している。

1-1-③ 個性・特色の明示
■ 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。
1-1-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・令和 6（2024）年度に見直しを行った使命・目的及び教育目的の内容は、福祉の学びと今後の文部科学省の施策に共通する「ウェルビーイング」を念頭に置いたものであり、本学の個性・特色を示す内容となっている。

以上のことから、本学の個性・特色は、使命・目的及び教育目的に反映されている。

1-1-④ 変化への対応

■ 社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

1-1-④ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・本学は令和 6（2024）年度、教育理念、使命・目的、教育研究上の目的、三つのポリシー等の見直しを行った（【資料 1-1-2】）。
- ・上記見直しの背景は、本学の将来構想と本学を取り巻く環境の変化によるものである。
- ・学生に対しては、令和 6（2024）年度のオリエンテーションの中で、学長、学部長が見直しの経緯、内容等について説明を行い、教職員に対しては、令和 6（2024）年 4 月 1 日に開催した「教職員全体会議」において「学長からの方針説明」の中で説明を行った（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】）。

以上のとおり、社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っている。

1-1 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・静岡福祉大学学則に規定されている目的（第 1 条）、学部及び学科の目的（第 4 条）が改正されていないため、速やかに改正の手続きを行う。
- ・新たな使命・目的及び教育目的に関し、見直しの経緯や内容に対する説明は行ったものの、浸透させるためにはさまざまな教育活動との連動が欠かせないため、内部質保証の推進を担う「改善委員会」において、理解向上に向けた具体的な取組みを検討する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

■ 使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。

1-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・使命・目的及び教育目的の見直しを行うためには、学則の改正が欠かせない。

- ・学則を改正するためには、「運営協議会」、「教授会」による審議、承認を経たうえで、理事会、評議員会での審議、承認が必要となる（【資料 1-2-1】）。
- ・これらの手続きの段階で、必ず役員、教職員が審議に関与する。

以上のとおり、本学の目的及び教育目的については、審議から決定に至る過程において必ず役員、教職員が関与・参画する仕組みとなっている。

1-2-② 学内外への周知

■ 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

1-2-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・学生への周知方法は、学生便覧の配付、オリエンテーションでの説明、学内施設の入口付近の掲示による（【資料 1-2-2】、【資料 1-2-3】）。
- ・教職員への周知は、学生便覧の配付と教職員全体会議での説明である（【資料 1-2-2】、【資料 1-2-4】）。
- ・学外への周知は、ホームページ、大学案内、学生募集要項を活用している（【資料 1-2-5】、【資料 1-2-6】、【資料 1-2-7】）。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

■ 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

1-2-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・現行の中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～令和 7 年度）」は、令和 5（2023）年度以前の使命・目的及び教育目的が反映されている（【資料 1-2-8】）。
- ・令和 6（2024）年度に見直した使命・目的及び教育目的は、今後の本学の将来構想の柱になるものであるため、次期中期計画に反映させることを念頭に置いている。

以上のとおり、中期計画は、使命・目的及び教育目的を反映した計画となっている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

■ 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。

1-2-④ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・三つのポリシーは、本学の教育理念、使命・目的及び教育理念を基盤に策定している（【資料 1-2-2】）。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

■ 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。

1-2-⑤ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・本学の学部、学科（社会福祉学部：福祉心理学科、健康福祉学科、子ども学部：子ども学科）は、建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な組織である。
- ・その他委員会、センター等の組織については、規程に基づき大学運営を円滑に行うために必要なものを整備している（【資料 1-2-9】）。
- ・規程に基づく組織とは別に、学長特命の複数のワーキンググループを編成し、大学改革を推進するための素案作りを行っている（【資料 1-2-10】）。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

1-2 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・本学が地域の存在価値を高めるために必要なことは、使命・目的及び教育目的に基づく三つのポリシーを実質化し、教育の質を担保することである。
- ・新たな三つのポリシーが形骸化しないためにも、学科単位で「養成する人材像」を共有するための検討を行うものとする。

[基準 1 の自己評価]

令和 6（2024）年度より、大学の教育理念（共に生きる）を新たにし、それに伴って使命・目的、個性・特色もまた改めた。その改定過程においては、従前の理念（福祉力を鍛える）のもつ課題、つまり「福祉力＝福祉専門職の養成」というコンセプトから脱して、「福祉＝共に生きる」という理念に切り替えることの必要性が確認された。

こうした理念等が広く学生・教職員さらには地域社会において理解（共有）されていくには、時間をかけて個別具体の事業や取組みのなかで、大学そのもののあり方として検証されていくことが求められる。

他方、三つのポリシーについては、DP を教育の軸とし、AP を指針としつつ、CP のあり方を対応させていくべく見直していくことが不断に求められている。カリキュラム・ツリー、ナンバリングの見直し、さらにルーブリックの策定など、検証しつつこれを実質化していくための作業を続けており、令和 6（2024）年度内には一定の形式と方法を整えることができている。

よって、基準 1「使命・目的等」については、基準を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

■ 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

2-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<入試広報委員会>

- ・本学は、建学の精神（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的に基づき、アドミッション・ポリシーを定めている（【資料 2-1-1】）。
- ・アドミッション・ポリシーは、学生募集要項及びホームページにおいて周知している（【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】）。その他、オープンキャンパス、高校教員対象大学説明会における入試説明においても周知している（【資料 2-1-3】）。

以上のとおり、教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

■ アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。

■ 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

2-1-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<入試広報委員会>

- ・入学者の受入れ方法については、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づいて設置される「入試委員会」において、アドミッション・ポリシーに沿った適正な入学試験を実施するために、入学試験方法、入学試験の実施、入学者の選抜、その他入学者の選抜に関し必要と認める事項を審議している（【資料 2-1-4】、【資料 2-1-5】）。
- ・入試委員会における審議を経て、本学が求める「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性をもって多様な人と協働して学ぶ態度」を備えた入学者を選考することができるように、意欲や目的意識を総合的に評価する総合型選抜や学校推薦型選抜、学力評価を重視した一般選抜など異なる試験区分を設定している。また、多様な人材を確保するために社会人特別選抜、外国人特別選抜、編入学試験を実施している（【資料 2-1-6】）。
- ・令和 7（2025）年度入試に向け、総合型選抜入試については、各学科の募集定員を増やした。さらに指定校推薦入試・内部推薦入試の評定平均値の見直しを図り、入学

定員の充足を目的とした。また、子ども学部子ども学科の編入学試験に対して、若干名の枠を設けた（【資料 2-1-7】）。

- ・入試問題については、「静岡福祉大学入学者選抜規程」第 10 条に基づき設置している「入試問題作成委員会」が作成している（【資料 2-1-4】）。本学教員が作成し、点検・校正作業は入試広報委員や入試広報課の事務職員がチームを組んで実施している。
- ・入学者選抜がアドミッション・ポリシーに沿って実施されているかを検証するために、各入試区分から入学した学生の卒業時の成績（GPA: Grade Point Average）、福祉・教育分野への就職率、退学・除籍率、留年率等から検証した。検証の結果、総合型選抜と一般選抜・学校推薦型選抜に有意差が認められたが、福祉・教育分野への就職率については総合型選抜 75.00%、一般選抜 90.48%、学校推薦型 84.62%であり、大学全体で 82.73%が福祉・教育分野の専門職として就職しており、アドミッション・ポリシーに沿った専門職人材を養成することができる入学者選抜が実施できていると言える（【資料 2-1-8】、【資料 2-1-9】）。
- ・より明確なアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の評価を実施するため、各入試区分の評価用紙の各評価項目に、学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを突合した。これにより、面接者が評価を行う際、評価項目とアドミッション・ポリシーとの連動が一目瞭然となるとともに公正な選抜基準を可視化することができた。（【資料 2-1-10】、【資料 2-1-11】）

以上のとおり、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

■ 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

2-1-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<入試広報委員会>

- ・本学の過去 3 年間の入学者の推移は、【表 2-1-1】に示したとおりである。
- ・本学では入学定員に沿った適切な学生受入数を維持するためにさまざまな取組みを実施したものの、令和 6（2024）年度の大学全体での入学者数は 135 人となり、入学定員充足率は、58.7%にとどまった。

【表 2-1-1】過去 3 年間の学部学科別入学者数

学 部	学 科	入学定員	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
社会福祉	福祉心理学科	100	123	88	76
	健康福祉学科	60	30	31	21
	社会福祉学部計	160	153	119	97
子ども	子ども学科	70	43	37	38
	子ども学部計	70	43	37	38
大 学 合 計		230	196	156	135

- ・具体的には、大学全体では、前年比で 21 人の減少となった。学科別に見ると、福祉心理学科は 12 人の減少、健康福祉学科は 10 人の減少、子ども学科は 1 人の増加となっている。また、入学定員充足率は、福祉心理学科が 76%、健康福祉学科 35%、子ども学科 54.3%といずれも大幅な未充足となった。

【表 2-1-2】過去 3 年間の学部、学科別収容定員充足率

学 部	学 科	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
社会福祉	福祉心理学科	96.8%	97.6%	88.8%
	健康福祉学科	40.0%	42.8%	40.0%
	社会福祉学部計	75.5%	76.8%	70.3%
子 ども	子ども学科	70.4%	64.3%	53.2%
	子ども学部計	70.4%	64.3%	53.2%
大 学 合 計		73.9%	73.1%	65.2%

- ・大学全体の収容定員充足率は、73.9%、73.1%、65.2%となった。学科別に見ると、福祉心理学科は 85%以上を保っているが、健康福祉学科は 40%～42.8%、子ども学科は 53.2%～77.7%の範囲を推移している。
- ・高等教育の修学支援新制度の機関要件として、収容定員充足率が 8 割という要件があることから、本学では 8 割以上をひとつの目安としているが、3 年連続して下回った。
- ・未充足の主な要因は、国公立大学を含め全国的に入試の早期化に拍車がかかり、年内入試での定員確保に大きくシフトした傾向にあること、同じ学問系統の他大学や短期大学、専門学校との差別化が不十分であったこと等が考えられる。
- ・内発的な課題としては、本学独自の価値や戦略つまりはブランディングを可視化して積極的に学内外に発信する取組みが弱く、専門職養成という方法論にシフトしてきたこと、それゆえに育成すべき学生像やキャリア像があまりにも単調となり、入試や新カリキュラムの改善の成果を十分に発揮できなかつたことが挙げられる。つまりは、資格・免許の取得という目標にのみ依存してきたことが定員未充足の主たる要因である。

以上のとおり、教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保するよう努めている。

2-1 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

＜入試広報委員会＞

- ・令和 5（2023）年度の入学者数は、2 年連続で 3 学科とも定員を大きく下回る結果となった。
- ・令和 5（2023）年度は、大学の構造改革の準備年度として、アドミッション・ポリシー

の見直し、入学前教育の充実強化等をはじめとする受入れ体制の整備充実を図った。また、受験生等への働きかけについては、入学者アンケートの情報を課題分析しつつ、さまざまな広報媒体の実効性を点検しつつ周知を図った。

- ・令和 6（2024）年度は、学生募集戦略を①広報戦略と②入試改革の 2 本柱と位置づけるとともに、アプローチの対象を、高校生（受験生）、保護者、高校教員とし、より対象別のニーズに合わせたきめ細かな施策による入学者確保を行う。
- ・特に保護者及び高校教員へは、令和 5（2023）年度に編成した「入学前教育検討チーム」により実施された「入学前教育」（学問サキドリプログラムによる学生支援）の実効性を「個人カルテ」などをおして具体的に伝えるとともに、早期化する入試環境の中で、本学がいち早く構築した入学前の半年を加えた 4.5 年間の教育体制への理解を得られるよう広報活動を行っていく。さらには、奨学金制度の改善をとおして幅広く受給の機会を得られる体制を整え、保護者ガイダンスの充実をとおして修学の安心や展望を得られる情報提供に努める。

1) 広報に関する取組み

- ・大学広報のポイントとして、①認知度の向上を図ること、②大学本来のブランド性を周知すること、③大学の学びの質に係る履修モデルを明確にしていくこと等を挙げるができる。入学者アンケート結果からも、本学入学者の 90%以上がオープンキャンパスに参加していることから、まずはオープンキャンパスへの参加を促す（【資料 2-1-12】）。そのための施策として、テレビコマーシャル、Web 広告を使った広報展開を企画戦略課とタイアップし年間を通じて行う。同時にオープンキャンパスのプログラムを更なる魅力あるものとするために、「入試対策会議」を立ち上げ、工夫とチャレンジに磨きをかける。また、オープンキャンパススタッフの育成・教育、ホームページや SNS（Instagram、LINE 等）による学内イベントの配信、高校生に対する魅力発信を実施している。
- ・さらに、コンサルティング業務を株式会社リクルートに委託し、短期と中長期とに戦略を色分けし、入学者確保を目指す。
- ・令和 5（2023）年度は、延べ 170 校の高校訪問、約 200 回に及ぶ進学者主催の会場・校内ガイダンスに参加した。進学者主催の会場・校内ガイダンスにおいては、高校生と対面で大学紹介ができるチャンスであり、これを機にオープンキャンパスに結びつく可能性が高いため、重要な事業であると考えている。
- ・本学ホームページでは、オープンキャンパスの参加者数に結びつくように、オープンキャンパスの日程とともに、当日行われる模擬授業の内容があらかじめわかるよう掲載し、入学生に魅力ある模擬授業や探究授業・体験授業が選べるよう充実を図ることとした。高校生や保護者のリピーター増加につなげる努力をしている。
- ・令和 6（2024）年度のコンセプトとして掲げた「しずふくでしか学べない 2024」を模擬授業に反映させている。福祉心理学科では「心理学」を基本とし、その他「社会福祉学・精神保健福祉学」、健康福祉学科では「介護技術・介護分野」、「医療福祉」、「アニマルセラピー」、子ども学科においては、「幼稚園教諭と小学校教諭」、「幼稚園教諭と保育士」を明確に分けて行っている。高校生・保護者が選べる模擬授業の取組

みをそれぞれの授業内容に結び付けている（【資料 2-1-7】）。

2) 入試に関する取組み

- ・令和 6（2024）年度は、入学定員の内訳変更、総合型選抜入試事前テーマへの探究要素の取入れ、指定校推薦入試及び内部推薦入試の評定平均値の変更、子ども学科の編入学試験の組入れなど、入学者確保に向けた改革をすでに決定した（【資料 2-1-13】）。
- ・多角化している現行の入試制度の実効性を点検し、受験生の特性、意向（志望）、成績、将来像等を分類・整理して、受験生のニーズと入試の仕組みの適合性をさらにバージョンアップしていく。
- ・本学の系列高校との高大連携入試は、「内部推薦入試」として実施しているものの、改善に向けた検討を令和 3（2021）年度より行っている（【資料 2-1-14】）。令和 7（2025）年度入学者より新たな実施方法によるものとする事で、系列校からの入学者増を目指す。

<各学科>

1) 福祉心理学科

- ・オープンキャンパスの内容を充実し、福祉心理学科の魅力と強みを高校生に伝わるようにする。具体的には、令和 6（2024）年 3 月のオープンキャンパスでは「心理学の演習を体験しよう」で、実験や性格診断などの体験型のプログラムを初めて実施した。参加者にも好評であったため、高校 3 年生が多く参加する令和 6（2024）年 7 月 13 日、14 日、8 月 4 日のオープンキャンパスにて、体験型プログラムを導入する。

2) 健康福祉学科

- ・高校 3 年生の参加が見込める 6 月～8 月開催のオープンキャンパスにおいて、介護分野を中心とした学科企画（模擬授業等）を実施する。
- ・静福祭（大学祭）において学科企画のイベントを開催し、来場する高校生及び保護者に学科の学びをアピールする。
- ・学科企画講演会を開催し、来場する高校生、保護者及び地域住民に、介護に対する理解を広める。
- ・魅力ある学科教育に向けた取り組み（特色ある授業）について、SNS 等を活用して発信する。
- ・介護福祉士を目指す留学生受入れ体制（カリキュラム及び実習施設含む）の構築に向けた準備を行う。

3) 子ども学科

- ・令和 6（2024）年度に開催するオープンキャンパスの模擬試験において、複数の担当者（2 人以上の教員）で取り組み、学科の魅力や授業内容をより伝えやすい工夫をする。
- ・子ども学科の認知度の向上を図るために、次の施策を行う。
 - ア. 「しずふく子ども未来ラボ（中高生対象のワークショップや研修会）」を再開し、行政や地域の方々との連携事業を実施する。
 - イ. 学科の授業や催し、学科教員の活動内容をホームページに定期的により多くアッ

プし、学科の魅力伝える。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
■ 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
2-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

< 学生支援委員会 >

- ・ 関連部署等が連携し学生への支援体制を行っている現状を図式化し、共有することにより、円滑に連携することができている（【資料 2-2-1】、【資料 2-2-2】、【資料 2-2-3】、【資料 2-2-4】）。
- ・ 入学前支援について、ワーキンググループ「入学前教育のあり方検討チーム」を中心に検討し、令和 5（2023）年度より新たな取組みを実施した。令和 6（2024）年度以降は、学生支援課等が担当し継続していく予定である（【資料 2-2-5】、【資料 2-2-6】、【資料 2-2-7】、【資料 2-2-8】、【資料 2-2-9】）。

【表 2-2-1】学修支援内容一覧

	学修支援内容	関連部署
入学前支援	授業見学ウィーク	入学前教育のあり方検討チーム
	個別相談	入試広報課・教務課・学生支援課・学生サポートセンター・各学科・健康推進課
	学問サキドリプログラム	教務課・入試広報課・入学前教育のあり方検討チーム
	プレセミナー	入学前教育のあり方検討チーム・教務課
	新入生保護者ガイダンス	学生支援課・学生サポートセンター・各学科・健康推進課
初年次支援 (初年次教育)	新入生オリエンテーション	教務課・学生支援課・キャリア支援課・各学科
	履修指導	全学・各学科
	基礎セミナーⅠ・Ⅱ	全学・各学科
修学支援	年次別オリエンテーション	各学科
	履修指導	教務課、アカデミック・アドバイザー(各学科)
	学修指導	学生支援課、アカデミック・アドバイザー(各学科)
	オフィスアワー	全学・各教員
	特別措置申請	全学・学生サポートセンター・健康推進課

<教務委員会>

- ・年度当初の修学支援では、全学生を対象としたオリエンテーションにて履修方法等の説明を行っている。
- ・前期・後期の学修指導対象者（前期・後期ごと GPA1.0 未満の学生）のデータを取りまとめ、各学科に学修指導を依頼している（【資料 2-2-10】）。

<学科>

(1) 福祉心理学科

- ・アカデミック・アドバイザー制度による、前期・後期の面談での学修相談を行っている（【資料 2-2-11】）。
- ・初年次教育の施策のひとつとして開講している「基礎セミナーⅠ（前期）」、「基礎セミナーⅡ（後期）」において面談を行い、学修相談を行っている。

(2) 健康福祉学科

- ・欠席の状態が続き、アカデミック・アドバイザーからの連絡に対して本人からの返信がない等、保護者への連絡が必要な場合には学生支援課より保護者へ連絡を行っている。
- ・休学者・退学者に対して、本人、保護者、学科長、アカデミック・アドバイザー、学生支援課職員が同席し、面談を実施している（【資料 2-2-11】）。

(3) 子ども学科

- ・アカデミック・アドバイザー制度（1、2年生）及び「卒業研究Ⅰ・Ⅱ（ゼミ：必修科目）」担当教員（3、4年生）による学修面談を行っている。
- ・学科会議において欠席多数の学生や気になる学生を教員間で情報共有を行っている（【資料 2-2-12】）。
- ・授業3回欠席者等、学生の情報共有のため、子ども学科教員情報共有サイト（Google クラウド）を設置、スプレッドシートにて随時情報共有を行っている（【資料 2-2-13】）。
- ・欠席多数の学生に対して学生支援課と協働し、本人、保護者、学部長、学科長、アカデミック・アドバイザーが同席し、面談を実施している。
- ・退学希望者に対して、学生支援課と協働し、本人、学科長と面談を実施している。

<学生サポートセンター>

- ・学生への学修支援の方針として、①学生の多様な学修ニーズを的確にとらえ、学生が主体的に学ぶ支援体制・環境を整備すること、②学業や進路に関する在学生の相談・支援の体制を充実すること、③心身の障がい・疾患のある学生に対するきめの細かな支援体制を整備すること、④障がい学生に対する合理的配慮を積極的に推進し、可能な限りユニバーサルな環境を整備すること、の4点となっている（【資料 2-2-14】）。

<健康推進課>

- ・健康推進課（保健室）では、心身の障がい・疾患のある学生に対するきめの細かな支援を実施するため、令和5（2023）年度から保護者からの健康調査票に記載のある新入生に対して、面談を実施し、心身の状態や通院状況の把握とともに、特別措置や学生相談（カウンセラー等）の希望を確認することで、フォロー学生の早期把握や

対応を行った（【資料 2-2-15】）。

- ・障がい学生やフォロー学生（休みがち及び休学中の学生含む）に対しては、学校医やカウンセラー（SC）、ソーシャルワーカー（SSW）、また必要に応じて外部の専門機関につなげることで、相談業務の充実や修学環境の整備、並びに支援体制の強化を図った。

以上のとおり、教職協働により学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制が、適切に整備・運営している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

■ 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

2-2-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・「静岡福祉大学 TA・SA 規程」を制定し、学修支援、学部教育の充実を図っている。本学には大学院が設置されていないことから、TA の対象者は本学の卒業生及び他大学に所属する大学院生、SA の対象者は本学の 3 年生以上の者と規定し、業務の範囲は、授業等における指導補助業務、授業等で使用する機器・機材の設置及び操作補助、図書館における図書整理、貸出補助及び学生対応等としている（【資料 2-2-16】）。
- ・令和 5（2023）年度は、TA（卒業生）を 1 人、SA を 6 人採用している（【資料 2-2-17】）。
- ・SA は、健康福祉学科では、介護福祉士養成課程において、異性に対する接触を避けるために、女子学生の SA を採用している。福祉心理学科の学生は、「心理調査概論」の授業において、パソコン操作やデータ入力及びトラブル対応の補助を行っている。
- ・TA・SA の採用は、学生及び教員からの申請を受け、教務委員会での審議後、学長が決定している。また、TA・SA に採用された者は、その趣旨について理解を深めるために、「静岡福祉大学 TA・SA ハンドブック」を基に担当教員からオリエンテーションを受けることになっている（【資料 2-2-18】）。

以上のとおり、教員の教育活動を支援するために、TA・SA を適切に活用している。

■ オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

2-2-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<学生支援課>

- ・本学のオフィスアワーは、専任教員が研究室等において学生からの授業についての質問や学生生活等についての相談に応じることを目的として実施している。教員は原則、30 分以上を週 2 回又は 90 分を週 1 回の時間、研究室等に在籍して、学生の相談等に応じている。学生への周知は、オフィスアワー時間帯一覧の掲示、学生専用ポータルサイト、学生への一斉メールを活用して行っている（【資料 2-2-3】）。

1) 相談件数

令和 5 (2023) 年度の相談件数は、前期 281 件、後期 309 件、合計 590 件となっている。令和 4 (2022) 年度の相談件数 (604 件) と比較すると、件数としては微減しているが、後期においては令和 4 (2022) 年度とほとんど変わらない結果となっている。微減した原因としては、令和 5 (2023) 年度から導入された、「アカデミック・アドバイザー制度」により、相談先が分散されたことによるものと考えられる (【資料 2-2-19】)。

2) 相談内容

前期・後期ともに「学業」に関することが半数超えで一番多く、次いで「進路」が約 15%、「その他」が約 10%となっている。続いて、「対人関係」、「学生生活」、「心の悩み」、と続いている。この傾向については、令和 4 (2022) 年度までとは異なり、「学業」、「進路」については、アカデミック・アドバイザー担当教員にも相談が分散されている (【資料 2-2-19】)。

一方、「対人関係」や「心の悩み」に関する相談は、オフィスアワーに留まらず、非常勤のカウンセラーにつなぐ事案もあり、健康推進課と連携し対応を行っている。

3) 学修支援を含めた学生支援体制の検討

オフィスアワーの相談内容は、相談を受けた教員だけに留まらず学生サポートセンターや健康推進課とも連携を図りながらサポートを必要とする場合もある。そこで、情報を共有し本学の課題を明らかにしていくことを目的として、学生支援に関わる機関 (学生支援委員会・学生サポートセンター・健康推進課) で会議を行い、今後の学生支援体制を検討した (【資料 2-2-20】)。

以上のとおり、オフィスアワー制度を全学的に実施している。

■ 障がいのある学生への配慮を行っているか。

2-2-② 現状分析 (令和 5 (2023) 年度の進捗状況)

<学生サポートセンター>

- ・平成 30 (2018) 年 11 月 1 日に「静岡福祉大学における障がい学生の支援に関する指針」を制定 (令和 4 (2022) 年 6 月 1 日一部改正) し、学生便覧において障がいのある学生に対する講義・定期試験における合理的配慮に関する「特別措置対応」について掲載している (【資料 2-2-21】)。
- ・支援を希望する障がい学生に対して、学生サポートセンターが入学前から必要な配慮についての聴き取り面談を行い、入学後の諸手続きに関する支援、支援を受けるために必要な特別措置申請の手続きに関する支援及び特別措置申請内容の対応に関する審議並びに特別措置申請承認後の授業科目担当教員への措置内容の配慮依頼、本学施設・設備の点検と整備に向けた検討等を行っている (【資料 2-2-22】、【資料 2-2-23】)。
- ・令和 5 (2023) 年度に講義・定期試験において特別措置申請した学生は延べ 109 人であった (【資料 2-2-24】)。
- ・令和 4 (2022) 年度に 1 人、令和 5 (2023) 年度に 2 人の聴覚障がい学生が入学した。聴覚障がい学生が入学する前に、備品としてデジタル補聴補助システム機器を購入し、さらに令和 4 (2022) 年 4 月から静岡県より 2 種類の送信機器の貸与を受けている

(【資料 2-2-25】)。

- ・聴覚障がい学生の学修支援に関しては、デジタル補聴補助システム機器を用いての受講について教職員への周知を図るとともに、教室の座席の配慮、定期試験における筆談カードによる指示等の支援を行っている (【資料 2-2-26】)。
- ・令和 5 (2023) 年度に、肢体不自由学生が 1 人入学した。肢体不自由学生の学修支援に関しては、教室の座席の配慮、授業等における資料の配付時の個別対応等の支援を行っている。
- ・その他、発達障がい・精神障がい・難病等、学生個々の状況に応じた学修支援に関しても、授業科目の教育内容と学修到達目標を踏まえ、多様な配慮を行うようにしている。
- ・特別措置申請を行った学生全員に対して、学生サポートセンターでフォローアップ面談を行い、特別措置の実施状況や新たな困りごとが発生していないか等を聴き取り、確認した困りごとについて即時対処し解決することができた (【資料 2-2-27】)。

■ 中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。

2-2-② 現状分析 (令和 5 (2023) 年度の進捗状況)

<学生支援委員会>

- ・関連部署等が連携し学生への支援体制を行っている現状を図式化し、共有することにより、円滑に連携することができている (【資料 2-2-1】)。中途退学を防止するための対応策として、成績不良並びに留年している学生には、前後期末に学修指導面談を行っている。面談により把握した理由・原因を関連部署間で情報共有し、個々の課題解決策を検討し支援を行っている。中途退学者の退学理由を分析し、原因と支援可能な対策について検討している (【資料 2-2-28】、【資料 2-2-29】、【資料 2-2-30】)。
- ・大学生活に関する不安感を軽減するため、令和 5 (2023) 年度より入学前支援を実施している。

<学科>

(1) 福祉心理学科

- ・令和 5 (2023) 年度は、退学者数は 23 人 (うち除籍者 3 人) で、前年度より 9 人増であった。退学者のうち 10 人はメンタルヘルス不調の治療に専念することとであった。令和 5 (2023) 年度よりアカデミック・アドバイザー制度がスタートしたことにより、治療専念が優先される学生へのアクセスと助言がスムーズに行われた。
- ・休学者は、令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在 4 人である。留年は 6 人である (【資料 2-2-31】)。
- ・アカデミック・アドバイザー制度において、前期・後期の面談での学修相談、欠席がかさむ学生への連絡など、早期相談を実施している (【資料 2-2-11】)。
- ・初年次教育の施策のひとつとして開講している「基礎セミナー I (前期)」、「基礎セミナー II (後期)」において面談を行い、学修相談を行っている (【資料 2-2-32】)。

(2) 健康福祉学科

- ・アカデミック・アドバイザー制度に則り、アカデミック・アドバイザーによる面談

(令和4(2022)年度生・令和5(2023)年度生)を実施し、担当学生を支援した
【資料2-2-10】。

(3) 子ども学科

- ・令和5(2023)年度は、中途退学者を減らすために、アカデミック・アドバイザーによる面談等を重ねることで、退学者数が2人ほどあったものの、前年度より14人減となった。

以上のとおり、中途退学、休学及び留年などへの対策を行っている。

2-2 改善・向上方策(令和6(2024)年度以降の計画)

<学生支援委員会>

- ・令和5(2023)年度の中途退学者数は27人であった。「病気療養」8人、「一身上の都合」7人などのやむを得ない理由による退学も見られたが、「単位不足」、「不適應」、「意欲低下」といった理由に対しては、適時適切な支援を行うことにより学業を継続できた可能性も考えられる。各学科や関連部署においてより密に連携を図っていく。

<学科>

(1) 福祉心理学科

- ・令和5(2023)年度のFD・SD研修会「大学退学予防の実際」(山本茂教授)の学びを活用する。山本教授によると、中退予防の基本的戦略として、中退予防機能を備えた初年次教育を構築し、「適應しやすい環境づくり」と「適應力の育成」を推進することが大事であるということから、1年生に対して「基礎セミナー」において温かく心強い人間関係を築くプログラムを導入し、適應しやすい環境づくり、適應力の育成を推進する(【資料2-2-32】)。
- ・「基礎セミナーⅡ」の開始時間を1時限目から3時限目への移動を依頼し、朝起きられない学生も「基礎セミナーⅡ」に確実に出席できるように環境整備をした。
- ・アカデミック・アドバイザーによる、欠席が続いた学生への早期対応を行う。
- ・新入生保護者ガイダンス等により特別配慮が必要な学生を事前に把握し、保護者との個別相談を実施する(【資料2-2-9】)。
- ・健康推進課との連携により、支援の必要な学生の情報交換を行い、把握に努め早期に対応する。

(2) 健康福祉学科

- ・アカデミック・アドバイザー制度に則り、引き続き、アカデミック・アドバイザーによる担当学生の授業の出席状況把握、また、必要に応じて担当学生への連絡及び面談を実施する。
- ・令和6(2024)年5月下旬までを目途に、入学前教育「学問サキドリプログラム」及び外部評価テスト「GPS-Academic」のデータを活用した、担当学生(新入生)とアカデミック・アドバイザーとの面談を実施する。学問サキドリプログラムのデータを活用することで、入学後早期の段階から個別性を重視したより細かい支援につなげていく。また、入学後に実施される外部評価テスト「GPS-Academic」の

結果から学生の状況について把握し、データに基づいたアカデミック・アドバイザーからの助言をとおして、円滑な大学生活及び今後の成長へとつなげ、中途退学、休学及び留年を防止できることを期待している。

(3) 子ども学科

- ・アカデミック・アドバイザー及び「卒業研究Ⅰ・Ⅱ（ゼミ：必修科目）」担当教員による授業3回欠席者への指導及び面談を実施する。
- ・入学前教育「学問サキドリプログラム」及び外部評価テスト「GPS-Academic」のデータを活用し、担当学生とアカデミック・アドバイザーとの面談を実施する。
- ・学科会議の議題として学生の情報共有を継続して定例化し、さらに丁寧な指導につなげる。
- ・設置してある「子ども学科教員情報共有サイト（Google クラブルーム）」をさらに活用しやすくブラッシュアップし、情報共有、学生指導への早期対応を行う。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
■ インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。
2-3-① 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<キャリア支援委員会>

- ・2年次から4年次までキャリア支援科目を設け、社会的・職業的自立に向け各業界人を招いての講話を実施し、変化の激しい社会の中で自立したキャリア形成を養うための体制を整えている（【資料2-3-1】）。
- ・インターンシップに関しては、キャリア支援科目の中で基礎・意義・実際の理解を深めたいうえで、学生専用ポータルサイト上で情報提供することにより参加を促している（【資料2-3-2】）。

以上のとおり、インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備している。

■ 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。
2-3-① 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

就職・進学に対する相談・助言は、各学科、キャリア支援課、キャリア支援委員会、キャリア支援科目担当教員が連携を図りながら、組織的に相談・助言できる体制を整備している（【資料2-3-3】）。

<キャリア支援委員会>

- ・学生専用ポータルサイトにより、随時個別相談予約が可能な体制を取り、就職・進学に対する各種相談を受け付けている。また必要に応じてセミナーも実施している（【資料 2-3-4】、【資料 2-3-5】）。

以上のとおり、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2-3 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<キャリア支援委員会>

- ・キャリア支援教員の専任化により、キャリア形成教育の充実とインターンシップの開拓を進めるとともに、外部評価テスト「GPS-Academic」の活用によりアカデミック・アドバイザーと学生が自己の特性を理解し、成長につなげる取組みを行っていく。
- ・ディプロマ・ポリシーの見える化のひとつとして、進路選択の達成感や満足度を高め、卒業後においても自らのキャリアをバージョンアップしていく意欲をもつことができる支援・指導を行う。
- ・学内インターンシップあるいはインターンシップの有償化を検討し、学生の修学支援につなげていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

■ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

2-4-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<学生支援委員会>

- ・学生支援委員会は、令和 6（2024）年度より「ホームカミングデイ委員会」と統合することとなったため、委員会規程を改定した（【資料 2-4-1】）。
- ・学生支援委員会は、学生の厚生補導に関すること、学生の厚生施設に関すること、学友会への支援に関すること、学生の課外活動に関すること、ホームカミングデイの企画及び運営に関すること、卒業生へのアフターケアのための相談窓口の設置及び運営に関すること、卒業生に対するホームページ等による情報発信に関すること、その他学生生活一般及び同窓会との連携に関すること等の審議並びに支援を行っている（【資料 2-4-2】）。
- ・学生支援委員会の業務を分掌し、それぞれに担当委員を配置している（【資料 2-4-3】）。特に、令和 5（2023）年度は、「食学・コンビニ」の学生サービス向上対策として「食堂意見交換会」、「売店意見交換会」を実施し、学生がより利用しやすく満足度が

向上するように改善を図った（【資料 2-4-4】）。

<学生サポートセンター>

- ・主に心身の不調に悩んでいる学生に対し、専任の教員による個別相談支援に併せて、非常勤のソーシャルワーカー及びカウンセラーを含めた相談・支援の体制を整えている（【資料 2-4-5】）。

<健康推進課>

- ・健康推進課（保健室）では、学生生活安定のためのサービスとして、健康管理や健康相談を中心に、年 1 回の学生健康診断と事後措置、学校医による健康相談（年 3 回）、令和 5（2023）年度より新たに実施することになった助産師によるヘルスアップ相談（年 7 回）、保健師による健康相談・保健指導（随時）、感染症対策や応急手当等を実施した（【資料 2-4-6】）。
- ・特に学生健康診断の未受診者対策を行った結果、令和 5（2023）年度の健康診断受診率は、97.2%であった。また、健診結果が「再医療」や「要再検」の学生には受診勧奨を行い、医療機関への再検結果表の提出を促し、「要観察」の学生には保健師による保健指導を実施した（【資料 2-4-7】）。
- ・学校医による健康相談は、主にメンタル面でストレスを抱える学生に対して、年 3 回計 15 件のカウンセリングを実施した。また外部助産師によるヘルスアップ相談は、年 7 回計 27 件の相談対応を行った。保健師による健康相談・保健指導は、計 579 件／年であった（【資料 2-4-8】）。

以上のとおり、学生サービス、厚生補導のための組織を設置している。

■ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

2-4-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<学生支援委員会>

- ・学生支援委員会では、学生支援課が行っている「心的支援」、「生活相談」に関する支援と学生の課外活動への支援を行っている（【資料 2-4-2】、【資料 2-4-9】、【資料 2-4-10】）。

<学生サポートセンター>

- ・学生サポートセンターでは、学長の許可を得て、学外のカウンセラーを受け入れて、相談対応に関する業務を委託している（【資料 2-4-5】）。これら学外のカウンセラーの相談対応においては、週 3 日間（月・水・木曜日の午後）、精神保健福祉士・社会福祉士有資格のソーシャルワーカーと臨床心理士・公認心理師有資格者のカウンセラーによる相談対応を行っている（【資料 2-4-11】）。
- ・毎年度入学者全員に対して健康調査に関するアンケートを実施している。修学に係る病気や障がい等のニーズを把握し、厳重な管理のうえ全学的な支援体制の基礎資料としている（【資料 2-4-12】）。

<健康推進課>

- ・令和 5（2023）年度の健康推進課（保健室）の利用者数は、延べ 1,021 件／年で、

令和4(2022)年度の949件、令和3(2021)年度の622件から年々増加している。特に、精神不安や自傷行為を含むメンタル面の相談が515件(50.4%)と、約半数を占めることから、学校医の健康相談(15件)やカウンセラー(SC)・ソーシャルワーカー(SSW)につなげ、必要に応じて外部の専門機関への紹介や連絡調整を行った。また、保健室で相談対応し、経過観察をしている学生が多くなっている状況である(【資料2-4-13】)。

【表2-4-1】学生相談一覧

種 類	相談内容	担当部署
心的支援	個人的な心の悩みや心配ごとを含めた対人関係・家族関係の問題に関する事	学生サポートセンター、学生支援課、専任教員
生活相談	学生生活として学業(履修)・進路(資格・免許等)・就職・サークル活動・ボランティア活動に関する事	学生サポートセンター、学生支援課、専任教員
健康相談	病気や心身に関する相談・医療機関への受診に関する事	健康推進課(保健室)

以上のとおり、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っている。

■ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

2-4-① 現状分析(令和5(2023)年度の進捗状況)

<学生支援委員会>

- ・学生支援課では、経済的支援に関する相談に対応している。本学には重層的な奨学金制度がある。令和6(2024)年度入学生より「新入生保護者ガイダンス」を実施しており、入学予定者の保護者に対して各種奨学金制度について説明し個別相談に応じている。保護者は申請可能な奨学金を検討することができ、申請手続きが円滑になされている(【資料2-4-14】)。

以上のとおり、奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

2-4 改善・向上方策(令和6(2024)年度以降の計画)

<学生支援委員会>

- ・令和6(2024)年度入学生より「新入生保護者ガイダンス」を実施しており、さまざまな奨学金の存在を周知することができ、申請手続きが円滑になされ申請者も増えている。入学前から卒業まで、アカデミック・アドバイザーや専任教員・関連部署との情報共有を図りながら、学生・保護者の経済状況の変化を早期に把握し、経済的支援を行うように今後も継続していく。

<学生サポートセンター>

- ・令和 5（2023）年度の課題として挙がっていた「学生相談室」の隣室の運用について検討するために、本学における障がい学生の実態把握をし、ニーズについて分析する。令和 6（2024）年度中に、学生サポートセンターが主に特別措置申請の学生を対象に、フォローアップ面談の情報や保健室利用の状況などを分析して、委員会にて隣室の運用に関する判断を行う。環境整備やルール作りと合わせて令和 7（2025）年度の運用を目指す。
- ・学生相談室の稼働率の高さから、急な学生相談の対応が難しい現状がある。また、短い期間で来室が必要な学生が増えると他の学生の相談が手厚くできなくなってしまうという問題を抱えている。令和 6（2024）年度中に、学生サポートセンターとして以下の 2 つの案について検討し、学生相談の体制の充実・強化を目指す。
 - ①カウンセラーが来室していない火曜日と金曜日に、カウンセラーを雇用する。
 - ②新規に常勤カウンセラーを雇用する。

<健康推進課>

- ・年々相談件数が増加しているため、フォロー学生（休みがちな学生：休学中の学生を含む）への対応に重点を置き、学生サポートセンターや学生支援課、アカデミック・アドバイザー等の教員と連携し、ケース会議や情報共有を行っているが、更なる連携体制の強化が必要である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
■ 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
■ 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。
2-5-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<総務課・情報システム推進センター>

- ・校地敷地面積（運動場用地を含む。）は、エビデンス集（データ編）「認証評価共通基礎データ様式 1」のとおり、33,395.8 m²、校舎面積は 10,302 m²であり、ともに大学設置基準を大きく上回っている。
- ・校舎は 8 棟あり、その中に図書館、体育館、情報処理施設が設置されている（【資料 2-5-1】）。

- ・校舎等の管理については、施設整備改修計画に基づき、改修、改良工事を行っている（【資料 2-5-2】）。
- ・大学内の施設の使用については、「静岡福祉大学施設等使用規程」に基づき行っている（【資料 2-5-3】）。
- ・施設・設備の危機管理として、災害対策マニュアルを策定し、学生便覧に掲載することで教職員、学生に周知するとともに、AED も適切な個数を配置している（【資料 2-5-4】、【資料 2-5-5】）。
- ・本学の建物は、古いものでも平成 4（1992）年に前身の短大設置時に建設されたものである。つまり、全て新耐震基準以降に建設されており、耐震は問題ない。

< 図書館 >

- ・図書館は、書架収容可能冊数 48,930 冊に対して、蔵書数（和書、洋書）44,324 冊を所蔵し、雑誌 60 誌、視聴覚教材 1,184 点を所蔵している。閲覧席については、収容定員 940 人に対して、14.0%の 134 席を確保できている（【資料 2-5-6】）。

以上のとおり、教育目的の達成のために施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用し、安全性を担保している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■ 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

2-5-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

< 総務課・各実習センター・学科 >

- ・講義室等の数は、講義室 15、演習室 16、実験演習室 8、情報処理学習施設 2 であり、授業等の運営に支障はない（【資料 2-5-1】）。
- ・講義・厚生棟 2 階に心理学関連実験室 2 室、観察室兼編集室、プレイルームを設置し、心理学の専門教育を行うための環境を整えている。
 - (1) 心理学関連実験室（実験室 1、実験室 2、心理演習室）は、「心理演習 A、B、C」、
「心理学実験 A、B」、「心理学文献講読 A、B」、「心理学研究演習 A」で使用している。また、「卒業研究」や「心理学研究法」、「心理学研究演習 A」等において学生が研究に取り組むための部屋として使用している。
 - (2) 観察室兼編集室については、学生が実験の手続き上、観察する必要がある際に使用している。
 - (3) プレイルームは、「心理演習 A、B、C」の教室として使用している。また、心理演習の授業内容としてプレイセラピーや集団療法などを取り扱う際には、教室としてではなく、本来の部屋として使用している。
- ・講義室等については、授業で使用していない時間であれば、学生の居場所として自由に活用することを認めている。
- ・その他、学生生活支援のために学生サポートセンター、保健室、教員採用試験対策室などを設置している。
- ・介護福祉士の受験資格を目指す学生に対して、練習の場として授業で使用しない時間帯に介護実習室を開放している（【資料 2-5-7】）。

以上のとおり、教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。

■ 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

2-5-② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<図書館>

- ・図書館は、蔵書数（和書、洋書）43,140冊を所蔵し、雑誌60種、視聴覚教材1,184点を所蔵している。閲覧席については、収容定員940人に対して14.0%の134席を確保している（【資料2-5-6】）。利用者用にカラーコピー機を備えるとともに、資料検索用として5台のパソコンを常備し、館内は無線LANを整備し、学生の調べ学習等で活用できるようにしている。
- ・資料検索については、「WebOPAC」（本学所蔵資料検索）、「国立国会図書館サーチ（NDL Search）」【国立国会図書館所蔵資料及び全国の図書館の資料検索】、「おうだんくんサーチ」（静岡県内図書館所蔵資料の横断検索）を用いて学外からでも利用できる。
- ・データベースは「CiNii」（NII学術情報ナビゲータ[サイニィ]）、「静岡新聞データベース plus 日経テレコン」、「朝日新聞クロスサーチ」を利用することができる（【資料2-5-6】）。
- ・その他、国家試験参考図書を備えた学習支援室に加えて、ラーニング・コモンズを設置し、大型モニター、電子黒板等の電子機器を備え、利用者がそれぞれの目的で使用可能な多目的な自主学習環境となっている（【資料2-5-8】）。
- ・令和5（2023）年度は、図書館に学生の視点を取り入れるために、SAを配置した。図書館業務の補助やラーニング・コモンズの利用促進のため、学生の視点による映画上映会の企画や推薦図書の展示を行った（【資料2-5-9】）。
- ・社会貢献事業の一環として、本学図書館独自の施設である読書推進のための二つの文庫を備えている。ひとつは、障がいの有無に関わらず誰でも読書の楽しみを実感できるバリアフリー絵本を集めた「バリアフリー文庫」であり、もうひとつは静岡県ゆかりの国内初の保育絵本であるキンダーブック、あそび等の保育・児童絵雑誌及びやなせたかしさんの作品を集めた「キンダー文庫」である（【資料2-5-8】）。
- ・本学図書館の地域連携事業として、「バリアフリー文庫」所蔵図書の企画展を地域連携推進センターに協力して資料の貸出を行った。

【表 2-5-1】 バリアフリー絵本展 開催一覧 (【資料 2-5-10】)

開催日程		事業名
(1)	令和 5 (2023) 年 6 月 5 日～6 月 30 日	布の絵本展 開催機関：静岡県立静岡視覚支援特別学校
(2)	令和 5 (2023) 年 8 月 1 日～8 月 27 日	バリアフリー絵本 (布の絵本) 展 開催機関：藤枝市立駅南図書館
(3)	令和 6 (2024) 年 2 月 7 日～2 月 27 日	バリアフリー絵本 (布の絵本) 展 開催機関：島田市立島田図書館

- ・令和 5 (2023) 年度の図書館利用は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが季節性インフルエンザと同じ「5 類」に引き下げられたことに伴い、開館時間を 9 時～17 時を 9 時～18 時 20 分に変更し、学生サービス向上を行った。

以上のとおり、適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保するとともに、十分に利用できる環境を整備している。

■ 教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境を適切に整備しているか。

2-5-② 現状分析 (令和 5 (2023) 年度の進捗状況)

<総務課・情報システム推進センター>

- ・学内には、光ファイバー、LAN ケーブルを敷設しており、全ての教室には有線 LAN のコンセントが設置されている (【資料 2-5-11】)。
- ・体育館を除く棟については、アクセスポイントが設置されているため、教職員、学生等は、自由に学内の Wi-Fi に接続することができる。
- ・学生たちには、1 人 1 台ノートパソコンの所有を義務付けており、授業や自宅学修での活用を推奨している。一方で、学生貸出用ノートパソコンを準備し、本人所有のノートパソコンを持参しなかった場合に対応できるよう配慮している (【資料 2-5-12】、【資料 2-5-13】)。
- ・遠隔授業、各種会議等で必要な Web 会議システムとして、Zoom を 20 ライセンス購入し、教職員が活用できるよう整備している。

以上のことから、教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境を適切に整備している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

■ 施設・設備の利便性 (バリアフリーなど) に配慮しているか。

2-5-③ 現状分析 (令和 5 (2023) 年度の進捗状況)

<総務課>

- ・車椅子での移動を可能にするために、次の整備をしている。
 - ①一部の教室の出入口をスライドドアにしている

- ②各棟をつなぐ渡り廊下を自動ドアにしている
- ③必要に応じて、スロープを設置している
- ・視覚障がい者のためにも、次の整備をしている
 - ①構内に点字ブロックを敷設している
 - ②ケガのおそれがある場所に緩衝材を設置している
 - ③バリアカーを設置し、歩道と車道の区分を明確にした
- ・その他として、障がい者用のトイレを2か所設置している（【資料2-5-1】）。

以上のとおり、施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

■ 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

2-5-④ 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・教育効果を高めるために授業のクラスサイズを調整している。社会福祉士及び精神保健福祉士養成に関連する演習・実習科目は20人以内で実施する要件があり、学科ごとに20人以内のクラスを設けている。
- ・その他専門分野の演習・実習系科目においても、教育効果を高めるため40人以下の小規模クラスを原則とし、学生一人ひとりのフォローアップが可能な体制を構築している。また、1年次必修科目である初年次教育のための「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」は、25人程度の少人数クラスとし、学生一人ひとりの顔が見える体制を整えている（【資料2-5-14】）。
- ・履修人数別の開講授業科目数は、【表2-5-1】のように、履修者数20人以下が56.7%、40人以下が83.9%となっており、教育効果を上げるためのクラスサイズに調整している。

【表2-5-1】令和6（2024）年度 履修人数別開講科目数

履修人数	科目数	割合
101人以上	18	3.8%
81人～100人	19	4.0%
61人～80人	23	4.9%
41人～60人	16	3.4%
21人～40人	128	27.2%
1人～20人	267	56.7%
合計	471	100.0%

以上のとおり、授業を行う学生数は教育効果を十分上げられるような人数となっている。

2-5 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

<総務課>

- ・危機管理基本マニュアルに関し、令和 5（2023）年度に改正案が承認されたものの、まだ改訂版が公表されていないため、危機管理委員会が中心となって、令和 6（2024）年度中に公表するものとする。
- ・「施設整備改修計画」は、本学総務課が中心となり策定したものだが、外部の第三者によるチェックがないため、改修の優先順位や金額などはあいまいな部分が多いのが課題となっている。したがって、令和 7（2025）年度に向け、「施設整備改修計画」の更新を検討するものとする。
- ・更なる教育効果の向上を目的として、IR 担当者と総務課が使用率の低い教室等を調査し、課題を確認したうえで使用目的の転換を提案する。

<図書館>

- ・図書館では、教育支援、研究支援、社会貢献及び学生の図書館活動参加の推進を行い、学生・地域へのサービス向上を図る予定である（計画は下表のとおりである）。
- ・また、整備計画の実現に向けて、図書館職員の研修参加を進めていく予定である。

【表 2-5-2】令和 6（2024）年度以降整備計画

目標		内容
(1)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・学習用図書の選書、教職課程基本書の整備等 ・学習空間の活用、施設・書架の整備 (ラーニング・コモンズを活用した講座・企画の立案及び図書館施設内の整備) ・情報リテラシー教育(情報活用に役立つ資料の作成)
(2)	研究支援	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果(紀要)の発信 (電子化、機関リポジトリの導入検討について) ・学術雑誌・データベースの整備・検討
(3)	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・本学所蔵資料の展示 ・本学図書館の特色であるバリアフリー文庫、キンダー文庫の公開・活用 ・学外者への図書館公開の拡大(小中高校生の利用を検討) ・県内近隣図書館との地域連携
(4)	学生の図書館活動参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学生図書館サポーター制度の開始 <p>学生ならではの視点や発想で図書館をより魅力的な存在にするために、改善と利用促進、学習支援の充実を図ることを目的とする</p>

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
■ 学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。
2-6-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムとして、「学修の環境改善等に関する要望書」、「学長と学友会との話し合い」を行っている。

<学生支援委員会>

- ・「学修の環境改善等に関する要望書」は、「キャンパスライフの手引き」で周知を図っている（【資料 2-6-1】）。令和 5（2023）年度は 7 件の要望があり、学生支援委員会・関係部署で検討し回答した（【資料 2-6-2】）。
- ・前後期の各 2 回、「学長と学友会との話し合い」を行い、学生の要望がより反映できるよう取り組んでいる（【資料 2-6-3】）。

<教務委員会>

- ・「授業に関する意見箱」を設置し、授業期間内での速やかな授業改善を行うようにしている（【資料 2-6-4】、【資料 2-6-5】）。

以上のとおり、学生への学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
■ 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。
2-6-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、「オフィスアワー」、「学生支援課・健康推進課（保健室）等の相談対応」、「学修の環境改善等に関する要望書」を行っている。

<学生支援委員会>

- ・本学では、専任教員が研究室等において学生からの授業についての質問や学生生活等についての相談に応じる時間として、「オフィスアワー」を設定している。それぞれの教員が、週に 30 分以上を 2 回又は週 1 回 90 分の時間を確保し、対応している（【資料 2-6-6】）。
- ・学生支援課では、経済的支援に関する相談に対応している。本学には重層的な奨学金制度がある。「新入生保護者ガイダンス」において各種奨学金制度について説明し個別相談に応じている（【資料 2-6-7】）。
- ・学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、「学修の環境改善等に関する要望書」は、「キャンパスライフの手引き」で周知を図っている（【資料 2-6-1】）。令和 5（2023）年度は 7 件の要望があり、学生支援委員会・関係部署で検討し回答

した（【資料 2-6-2】）。

- ・前後期の各 1 回、「学長と学友会との話し合い」を行い、学生の要望がより反映できるよう取り組んでいる（【資料 2-6-3】）。

<健康推進課>

- ・健康推進課（保健室）では、令和 5（2023）年度から新入生の健康調査票に記載がある学生への面談を行い、現在の健康状況や通院状況の確認の他、カウンセリングや配慮申請の希望等を確認している。また在学学生についてもメンタルヘルスの相談や自傷行為のある学生には、学校医の健康相談やカウンセラー（SC）につなげ、必要に応じて専門機関への受診勧奨を行った。さらに、経済面の悩みや家族介護でストレスを抱えている学生には、ソーシャルワーカー（SSW）の相談につなげて対応した。その他、学生相談時の緊急時フロー図（初期対応）を作成した（【資料 2-6-8】）。

以上のとおり、学生生活に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

2-6-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

施設・設備に関する学生の意見をくみ上げるシステムとして、「学修の環境改善等に関する要望書」、「学長と学友会との話し合い」、「学食意見交換会」、「売店意見交換会」を行っている。

<学生支援委員会・総務課>

- ・「学長と学友会との話し合い」で出された意見を反映し、学食のオリジナルメニューの提案と実現、キッチンカーによる食事等の提供、学食・売店で電子決済の導入などを行った（【資料 2-6-3】）。
- ・学生支援委員会、学生並びに食堂業者による「食堂意見交換会」、「売店意見交換会」を実施している。令和 3（2021）年度に行われた際に配膳トレイの衛生面に対する意見が出たため、令和 5（2023）年度に配膳トレイ等の全面入替えを行った（【資料 2-6-9】）。

<総務課>

- ・令和 4（2022）年度に行われた「学長と学友会との話し合い」において、学生より、大学内の歩道の景観に関する意見が出た。それを受け、令和 5（2023）年度に歩道の舗装の更新工事を行った（【資料 2-6-10】）。

以上のとおり、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、改善に反映している。

2-6 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<学生支援委員会><総務課>

- ・これまで出された学生の意見・要望については、その都度くみ上げ改善を図っている。今後も、学生から出された意見・要望に対して、迅速に検討し取り組んでいく。
- ・「学生生活調査」の結果をとおして課題分析を行い、学生の要望等をデータとしても見える化し、具体的な整備計画を整える。
- ・経済的な不安を抱えている学生も少なくないので、早々に奨学金制度の改善を図り、できるだけ多くの学生に行き渡るような体制を整える。

<健康推進課>

- ・令和 6（2024）年度は新たにアカデミック・アドバイザー等の教員との支援体制を構築するため、学校医による FD・SD 研修会「教職員のメンタルヘルス学生への支援」を開催する予定である。
- ・学生の相談・支援ニーズが急増しているなかで、現体制で対応可能かどうか見直しを図り、とりわけカウンセラーの必要性について検討する。
- ・重篤なニーズについては、嘱託医とも連携し、学外の医療機関の協力のもとで、修学の継続ができるように連携体制を強化していく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れに関しては、学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、本学ホームページ、学生募集要項、学生便覧に掲載している。また「オープンキャンパス」の学科紹介にて毎回告知し、入学前から周知を図るよう参加者となる高校生・保護者には資料も配布している。

各入学試験においては、アドミッション・ポリシーに沿った項目を数字に表し、明確な入試の評価用紙の統一を図り実施している。入学試験の実施方法・合否判定については、入試広報委員会で判定し、最終の合否の判定については運営協議会、教授会の審議を経て決定するプロセスを原則としている。

本学の学生募集活動は、学長のリーダーシップのもと全学をあげて組織的に取り組み、定員充足に向けて努力をしている。

学生支援は、学生支援課、学生支援委員会、学生サポートセンター、健康推進課が連携をとり、学生の学修環境の整備や相談しやすいシステムを構築している。特に障がいのある学生からの「特別配慮申請」については、申請ごとに学生サポートセンターが審議し、配慮内容を担当教員に周知し授業等で適切な配慮が実施されるよう、きめ細やかな体制がとられている。また、中退リスクを視野に入れ、それを予防すべく各学科にアカデミック・アドバイザー制度を導入し、専任教員が1年生から4年生まで受け持ち担当学生に対してメールや面談を重ねてサポートが実施されている。

キャリア支援においては、キャリア委員会とキャリア支援課がキャリア支援担当科目教員との連携によって、随時個々の学生に対応しつつ個別面談サポートや就職・進学相談・助言に応じ、実就職率 100%に向けたさらなる向上を目指している。

学生の意見・要望への対応として、「学長と学友会との話し合い」を前期 2 回、後期 2 回実施し、直接学生の想いや意見などを聴き、学内設備・環境の改善・大学運営などに活かしている。

事務室に「授業に関する意見箱」を設置し、学生の要望に対し速やかに授業改善がなされるよう対応している。

また、オフィスアワー以外にも昼休みや学生の空き時間に、教員が研究室等で個別に話を聴きサポートするなど、授業や大学への要望に対する学生の意見をくみ上げ学生生活の充実に向けて努力している。

以上のことから、基準2「学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
■ 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
3-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・令和 6（2024）年 4 月に、ディプロマ・ポリシーを含めた三つのポリシーの改定を行った。改定した内容については、各学科ガイダンスにて周知した（【資料 3-1-1】、【資料 3-1-2】）。
- ・三つのポリシーは、学生便覧、ホームページで周知している（【資料 3-1-1】）。

以上のとおり、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
■ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。
3-1-②、③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

1) 単位認定基準、卒業認定基準の策定

- ・単位認定については、学則第 27 条において、授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して所定の単位を与えることが規定されている。成績評価基準については、学則第 28 条において、「試験等の成績評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする」と定めるとともに、「静岡福祉大学社会福祉学部履修規程」、「静岡福祉大学子ども学部履修規程」において、より詳細な単位認定について記述している（【資料 3-1-3】、【資料 3-1-4】、【資料 3-1-5】）。
- ・全ての授業のシラバスには、成績評価の基準・方法及び授業の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連が明確に示されている（【資料 3-1-6】）。
- ・他大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位の認定及び入学前の既修得単位等の認定については、学則第 29

- 条、第 30 条及び第 31 条に定め、60 単位を基準としている（【資料 3-1-3】）。
- ・他大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定については、静岡産業大学の経営学部及びスポーツ科学部との単位互換協定を行っている。令和 5（2023）年度には、静岡大学教育学部との単位互換協定を結び、令和 6（2024）年度より運用が始まっている（【資料 3-1-7】）。
 - ・卒業認定基準は、エビデンス集データ編【表 3-4】に示しているとおりである。なお、本学では各学年の進級規定を設けておらず、卒業認定基準に集約して策定している（【資料 3-1-8】）。
- 2) 単位認定基準、卒業認定基準の周知
- ・単位認定基準について、Web 上で閲覧可能なシラバスで周知するとともに、学生に配付する学生便覧でも周知している（【資料 3-1-6】、【資料 3-1-9】）。
 - ・卒業認定基準については、全学生に配付している「カリキュラム」において、学部、学科、入学年度ごとの「卒業要件」を掲載し、学生への周知を図っている（【資料 3-1-8】）。
- 3) 単位認定基準の適用
- ・授業科目担当教員がシラバスに示した「成績評価の基準・方法及び課題に対するフィードバック方法」に従って到達目標を達成できているかを評価し、学則第 28 条にある成績評価基準に基づいて学生の成績を決め、厳正に単位認定している（【資料 3-1-3】、【資料 3-1-6】）。
 - ・他大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、入学前の既修得単位等の認定については、成績証明書を提出させ、授業科目名等を参考に「教務委員会」において審議後、学長が決裁し、教授会にて報告している（【資料 3-1-3】、【資料 3-1-10】、【資料 3-1-11】）。
 - ・入学前に国家資格を取得済の学生については、入学後に関連授業科目の単位認定を行う場合がある（介護福祉士資格を取得している学生が子ども学部子ども学科に入学した場合、授業科目「社会福祉」の単位を認定している）（【資料 3-1-5】）。単位認定に当たっては、国家資格の登録証を提出させ、教務委員会において審議後、学長が決裁し、教授会にて報告している。
- 4) 卒業認定基準の適用
- ・学則第 40 条及び第 41 条において、卒業の認定及び学位の授与の手続きについて定めている。これらの規定に則り、学期末に行う定期試験の成績評価が行われた後、最終学期の学生に関する全ての単位修得状況を集計し、教務委員会において卒業要件を満たしているか否かについて、予備判定の審議を行っている（【資料 3-1-12】）。その後、この予備判定の結果を学長に報告したうえで、教授会において卒業判定に関する審議を行う（【資料 3-1-13】）。学長は、教授会での審議結果を基に可否を決定し、合格となった者は正式な卒業認定となる（【資料 3-1-3】）。

以上のとおり、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知するとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定め、周知のうえ、厳正に適用している。

3-1 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

<教務委員会>

- ・令和6（2024）年4月に改定されたディプロマ・ポリシーを達成するための評価を作成していく。
- ・令和5（2023）年から開始した静岡産業大学、令和6（2024）年から開始した静岡大学との単位互換の運用の評価を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
■ 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
■ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
3-2-①、② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的、教育研究上の目的に基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページで周知している（【資料3-2-1】、【資料3-2-2】）。
- ・カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと整合するように令和6（2024）年4月に改定を行った。改定した内容については、各学科ガイダンスにて周知した（【資料3-2-3】）。
- ・「社会全体のウェルビーイングを目指す」ことを踏まえた内容であり、一貫性を有している。カリキュラム・ポリシーは、共生社会づくりを目指して市民として責任を果たすための教養に関する「全学共通基礎科目」と、各学部学科に応じた共通専門科目・各学科専門科目等を定めている。

以上のとおり、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知するとともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

■ カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

3-2-③ 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・カリキュラム・ポリシーに基づき、科目群ごとに教育課程の編成方針を定めている。すなわち、「静岡福祉大学におけるカリキュラム・ポリシー・科目群編成区分・編成方針」である（【資料 3-2-4】）。教育課程は、この方針に基づき授業科目が配置されている。
- ・体系的な教育課程を明確にするために、各教育課程においてカリキュラム・ツリーを導入するとともに、ナンバリングを作成している。カリキュラム・ツリーは、各学科と入学年度ごとにディプロマ・ポリシーとの関係性を明示した科目群の配置を可視化したものになっている。ナンバリングは、全学共通基礎科目、学部専門科目、学科専門科目等の分類と、入学年度ごとの開講科目に沿った記号・番号を割り振ったものとなっている。これらは、学生への配付物である「カリキュラム」に解説とともに記載し、学生専用ポータルサイト（名称：Active Academy Advance）からもダウンロードして閲覧できるようになっており、学生個人個人の履修状況の確認や時間割作成時に役立つよう配慮している（【資料 3-2-5】、【資料 3-2-6】、【資料 3-2-7】）。
- ・学生が在学中の4年間の学びの全体像を把握でき、学修内容を主体的に選択できるよう履修モデルを毎年作成している。学科や国家資格取得希望等に応じた12の履修モデルは、学生に配付する「カリキュラム」に掲載し、年度当初に実施する学科、学年別オリエンテーションにおいて個々の学生の時間割作成の参考になっているとともに、教員の指導時にも活用している（【資料 3-2-8】）。

以上のとおり、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。

■ シラバスを適切に整備しているか。

3-2-③ 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・全ての授業科目についてシラバスを作成している。シラバス作成に際し、各教員に対しシラバスの記載要領が盛り込まれている「教職員教務便覧」を配付している。この便覧には、シラバス記載事項である授業計画、到達目標、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関連、成績評価の基準・方法、準備学習等について、適切な記載方法を具体的に示しており、シラバスの適切な整備を可能としている（【資料 3-2-9】）。
- ・各教員によるシラバス執筆後には、全てのシラバスについて第三者チェックを行っている。第三者チェックは、各教育課程に関わる学科長、実習委員長、部会長等が中心となって実施し、最終的に教務課にて調整を行っている（【資料 3-2-10】、【資料 3-2-11】）。

以上のとおり、シラバスを適切に整備している。

■ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

3-2-③ 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位までと定めて、単位の厳格化を図っている。本学の特色として、社会福祉や心理、教育・保育関連の資格・免許に関わる養成課程が並立しており、それを考慮して上限 50 単位と定めている。なお、直前の学年の GPA が 3.4 以上の学生については年間 56 単位までの履修登録を認めている（【資料 3-2-12】）。

以上のとおり、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

3-2-④ 教養教育の実施

■ 教養教育を適切に実施しているか。

3-2-④ 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・教養教育は、全学共通基礎科目のカリキュラム・ポリシーである「共生社会づくりを目指して市民として責任を果たす」ことを目的に、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「外国語」、「スポーツ」、「総合基礎」、及び「情報」の7つの科目群を配置している（【資料 3-2-4】）。
- ・初年次教育の「基礎セミナーⅠ、Ⅱ」を必修科目で設けている。この授業科目は、大学生活を個々の学生がデザインし、アカデミック・スキル等を身につけるため少人数制とし、図書館の利用の仕方、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法等を学んでいる（【資料 3-2-13】）。
- ・2年次の必修科目である「基礎セミナーⅢ（焼津地域学）」では、焼津市役所との連携協力のもとで、地元焼津市の歴史、文化、産業、食、行政等に造詣の深い外部講師を招き、学生がアクティブ・ラーニングを通じて、「豊かな地域生活の創造」を検討する機会になっている（【資料 3-2-14】）。

以上のとおり、教養教育を適切に実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

■ アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

3-2-⑤ 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の養成のための専門教育を実施している。これらの専門教育は、現場

実習を重視するものであり、演習や実習前教育において、グループワーク、ロールプレイ、ディスカッション、模擬保育、模擬授業といった学生が主体的に関われるような授業実践を積極的に行っている。

- ・令和6（2024）年度開講科目436科目中、アクティブ・ラーニング実施科目が398件（91.3%）となっている（【資料3-2-15】）。

<各実習委員会>

(1) 公認心理師等養成委員会

- ・公認心理師養成課程のうち、「心理実習 A、B」は、5分野全ての施設への実習の実施に加え、外部講師による講話を取り入れて、多面的な理解を促進する授業の工夫を行った（【資料3-2-16】）。

(2) 社会福祉演習実習委員会

- ・社会福祉士養成課程の演習科目では、事例を用いたグループディスカッションや、面接場面の動画（DVD）を用いたグループワーク、対象者別の実践事例を活用したグループディスカッション、実習体験の事例を言語化し、模擬ケース会議によるグループワーク（事例検討）などを実施している（【資料3-2-17】）。
- ・実習指導科目では、帰校日指導において実習体験や実習中に作成したアセスメントシート、支援計画書などを実習先種別に応じたグループで共有しグループワークを実施している（【資料3-2-18】）。

(3) 精神保健福祉実習委員会

- ・「精神保健福祉援助実習」、「ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ」において、医療機関、障害福祉サービス事業所での実習を実施している。また、実習前に実践に触れる機会として施設見学実習・体験型実習（プレ実習）を「ソーシャルワーク実習指導（精神基礎）」の授業内で実施した（【資料3-2-19】）。
- ・精神保健福祉士養成課程の専門科目（2年次の座学2回、3年次の演習2回・実習指導1回）において地域の実践者とともに授業を実施した。
- ・職能団体（静岡県精神保健福祉士協会しだはい勉強会）の実践者と協働し、学生参加型イベントを実施し、養成課程を履修している学生10人、職能団体の実践者13人が参加し、交流を図った（【資料3-2-20】）。

(4) 介護福祉実習委員会

- ・「介護総合演習 A、B、C」では、介護福祉実習の事前、事後指導に加え、地域住民を講師として招聘し、日本人の生活の中にある年中行事や習わしの本来の意味を理解することを目的に、季節の和菓子作り及び正月飾り作り等を実施した。「介護総合演習 D」では、介護福祉士の専門性及び他職種連携・協働のつながりを理解することを目的として、市内にある看護学校と同一事例をとおした連携授業を実施した（【資料3-2-21】）。

(5) スクールソーシャルワーク教育委員会

- ・「スクールソーシャルワーク演習」では、事例を活用しグループで支援方法等についての話し合いを行っている。「スクールソーシャルワーク実習指導」では、スクールソーシャルワーク実習で取り組んだことを全体総括会にてプレゼンテーションを行っている（【資料3-2-22】）。

(6) 保育実習委員会

- ・時代とともに必要さが増す幼保連携認定こども園に従事する保育教諭となるため、保育士、幼稚園教諭の両ライセンスを鑑み、保育実習と幼稚園教育実習が継続した学びと捉えている。したがって、保育の知識・技能を継続的、総合的に理解できる人材を育成するため、保育実習委員会は、保育実習と幼稚園教育実習の担当教員で構成している。
- ・保育実習委員会担当教員は、保育士養成課程「保育実習」と幼稚園教育養成課程「幼稚園教育実習」とを継続した実習と捉え、個々の学生に応じて実習を調整した（【資料 3-2-23】）。
- ・実習前には、個別指導担当教員による丁寧な個別実習面談を行う等の工夫を行うとともに、実習の評価項目や評価方法の見直しを行い、学生自身が PDCA サイクルを行える工夫をした（【資料 3-2-24】）。
- ・保育士養成課程の「保育実習」保育実習Ⅰ・Ⅱ（保育所）と保育実習Ⅰ・Ⅲ（児童福祉施設）での実習を実施している。保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいては、外部講師による講話を取り入れて、多面的な児童福祉施設の理解を促進する授業の工夫を行った。幼稚園教育実習においても同様に外部講師の講和と保育内容の充実のために保育指導計画を各自が作成し、評価・改善を行うアクティブ・ラーニングを取り入れた（【資料 3-2-25】）。

(7) 小学校教育実習委員会

- ・「小学校実習指導」、「小学校教育実習Ⅰ（学校体験活動）」において、実習の効果を高めるためのねらい、具体的な行動、事象と考察の記録の方法等を指導するとともに、それらを活用して、報告書の作成、報告発表会のプレゼン作成、発表をとおして、実習での経験を言語化し、学修の定着を図っている。
- ・模擬授業を複数回実施し、互いに評価し合うことをとおして、授業づくり、授業観察の能力の育成を図っている（【資料 3-2-26】）

以上のとおり、アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしている。

■ 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

3-2-⑤ 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<教務委員会>

- ・教授方法の改善のために大学全体で「学生による授業アンケート」を実施している。学生による授業評価の結果や自由記述欄における意見を各教員に戻し、それに対するコメントの提出を義務づけている（【資料 3-2-27】）。提出された各教員の授業の工夫・改善に向けたコメントは一覧表として図書館に置かれ、学生等が自由に閲覧可能となっている。その他、本学全体の授業評価の結果をホームページで公開している（【資料 3-2-28】）。

<FD・SD委員会>

- ・令和5（2023）年度、FD・SD研修は計8回実施した（【資料 3-2-29】）。教授方法の改善に直接的に関わるFD・SD研修として、「教員の授業の質・中途退学予防・

初年次教育の意味について」と題した研修を行い、中途退学予防に向けた授業のあり方に関する研修を実施し、教育の質と大学中退リスクとその予防を含め、初年次教育を含めた授業の取組みを学んだ（【資料 3-2-30】）。

- ・教授法改善のために大学全体で「学生による授業評価アンケート」を学期末毎に行い、前期は、中間授業アンケートを実施した（【資料 3-2-31】）。学生による授業評価の結果や自由記述における意見を各教員に戻し、中間授業アンケートについては口頭で、学期末の授業アンケートについては、文書でのコメントの提出を義務付けている（【資料 3-2-32】）。提出された各教員の授業の工夫、改善に向けたコメントは一覧表として図書館に置かれ、学生などが自由に閲覧可能となっている。その他、本学全体の授業評価の結果をホームページで公開している（【資料 3-2-28】）。

以上のとおり、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。

3-2 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<教務委員会>

- ・1年間の履修登録単位数の上限について、単位制度の実質化の観点から現在の 50 単位が妥当か検討を行う。
- ・シラバス記載の記載要領が徹底していることと、第三者チェックの確実な実行を行う。
- ・ディプロマ・ポリシー改定における学びの評価指標を見直し、令和 6（2024）年度から実施できるようにする。ディプロマ・ポリシーに応じたカリキュラム・ツリーの見直しを行う。

<各実習委員会>

(1) 公認心理師等養成委員会

- 1) 実務家教員による授業担当者を増やし、全ての心理演習で 3 人によるオムニバス授業を行う。
- 2) 実習記録内容の確認作業を実習指導者に依頼し、実習指導者と教員との間で教育状況の認識の共有を図る。

(2) 介護福祉実習委員会

- ①介護福祉士養成教育全般の充実、②実習施設の確保と調整、③実習施設及び実習指導者との連携の 3 点に取り組み、介護福祉教育の更なる充実を図る。

(3) 保育実習委員会

- 実習指導担当者と学科教員との間で実習の変更点や学生の学びの進捗を共有し、他の教科との連携を図る。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

- 基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
■ 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。
■ 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。
3-3-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

本学は、「静岡福祉大学アセスメントプラン」に基づき、卒業時、卒業後のディプロマ・ポリシーでは「『学びの実感』アンケート」、「卒業生に関するアンケート」、資格・免許状取得の状況等、在学中のカリキュラム・ポリシーでは「学修ポートフォリオ」、「学生による授業アンケート」、「学生生活調査」、GPA 等、アドミッション・ポリシーでは各種入学試験や入学者アンケート等を学修成果の指標としている（【資料 3-3-1】）。具体的な学修成果の点検・評価は、以下のとおりである。

<教務委員会>

- ・『学びの実感』アンケートは、卒業が決まった 4 年次の学生がディプロマ・ポリシーに明示されている 7 項目からなる「福祉力」と 13 項目からなる「学士力」について、それぞれの程度身についたのか 5 段階評価で回答するものである（【資料 3-3-2】）。
- ・学修ポートフォリオとして在学生の福祉力、学士力の学びの実感を記録している。具体的には、1、2 年次対象に「基礎セミナー I、II、III」という必修科目の中で調査を行い、学生専用ポータルサイト（名称：Active Academy Advance）の学修ポートフォリオ機能を活用して Web 上で確認できるようになっている。その他、学修ポートフォリオ機能には、単位取得状況、各授業科目の成績が教務課、各学科で閲覧できるようになっており、これらの結果について、各学科のアカデミック・アドバイザー等の教員が点検・評価できるようになっている（【資料 3-3-3】）。

<学生支援委員会>

- ・「学生生活調査」は、全学生を対象に修学状況について調査するために実施しており、その結果は、分析したうえで検討を行っている（【資料 3-3-4】）。

<キャリア支援委員会>

- ・卒業生に関するアンケートは、卒業生及び卒業生の採用実績がある企業・法人が卒業生の福祉力について回答するものである（【資料 3-3-5】）。それらの結果は、「教務委員会」、「キャリア支援委員会」が分析し、「運営協議会」と教授会において点検・評価を行っている（【資料 3-3-6】、【資料 3-3-7】、【資料 3-3-8】、【資料 3-3-9】）。

<FD・SD 委員会>

- ・学生による授業アンケートは学生自身の取組み、授業目標の主観的達成度及び教員の授業運営について 5 段階評価で回答するものである（【資料 3-3-10】）。授業担当者はアンケート結果を受けて、自身の授業運営と学生の学修状況について点検・評価を行い、授業改善に向けての回答書を「FD・SD 委員会」に提出する（【資料 3-3-11】）。

＜国家資格試験対策センター＞

- ・社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策講座として 76 講座実施した（【資料 3-3-12】）。
- ・精神保健福祉士国家試験対策講座（専門科目）として 6 講座実施した（【資料 3-3-13】）。
- ・介護福祉士国家試験対策講座として 26 講座実施した（【資料 3-3-14】）。
- ・保育士試験の国家試験対策講座として、実技試験「音楽」の対策としてピアノ指導を 34 講座実施した（【資料 3-3-15】）。
- ・社会福祉士国家試験の結果について、目標は全国新卒合格率（76.6%）を上回ると設定し、その結果、受験者 59 人に対して合格者 37 人（合格率 62.7%）と目標を達成することができなかった（【資料 3-3-16】）。
- ・精神保健福祉士国家試験の結果について、目標は合格率 90%以上と設定し、その結果、受験者 18 人に対して合格者 11 人（合格率 61.1%）と目標を達成することができなかった（【資料 3-3-16】）。
- ・介護福祉士国家試験の結果について、目標は合格率 100%とし、その結果、受験者 16 人に対して合格者 16 人（合格率 100%）と目標を達成した（【資料 3-3-16】）。
- ・保育士試験の結果について、目標を、国家試験対策を希望した学生について合格させるとし、その結果、実技試験受験者 2 人に対して合格者 2 人となり目標を達成した（【資料 3-3-16】）。

以上のとおり、本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するとともに、アンケートなどを実施し、学修成果を点検・評価を実施している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

■ 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。
--

3-3-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

種々のアンケートの結果や評価基準に示された学修成果や学修状況について、教育内容全般及び学修指導にフィードバックしている。

＜教務委員会＞

- ・学修ポートフォリオ（福祉力、学士力の学びの実感）や、短期目標（年間の目標）、長期目標（大学での目標）、長所・改善すべきことについて、1 年次対象の必修科目である「基礎セミナーⅠ、Ⅱ」で調査を行い、それらを基に学修指導を行っている（【資料 3-3-17】）。
- ・学修ポートフォリオ（福祉力、学士力の学びの実感）や単位取得状況、授業の成績、出席状況等、学修成果や学修状況を学生専用ポータルサイト（名称：Active Academy Advance）で全て網羅的にチェックできる体制を整え、1、2 年次の学生を対象に半期に 1 回、アカデミック・アドバイザー等の教員による学修指導を行っている（【資料 3-3-18】）。

＜学生支援委員会＞

- ・「学生生活調査」において、学修時間、授業の難易度、学業についての教員の会話、

大学生活の充実度等について確認している（【資料 3-3-4】）。さらに、学生支援委員会において、それらの結果を分析し、検討・評価を行い、アンケート設問項目を精査し、設問項目を学科別だけでなく学年別・男女別の区分けを行うことで、より詳細なデータ収集を行い次年度の「学生生活調査」に反映させることとした（【資料 3-3-19】）。

<キャリア支援委員会>

- ・キャリア支援授業内で学生に向けてアンケート結果の報告を行った（【資料 3-3-20】）。

<FD・SD 委員会>

- ・学生による授業アンケートの結果に対する教員からの回答書は、大学図書に閲覧可能な形で所蔵している。

<国家資格試験対策センター>

- ・国家試験対策講座の質の向上を目指して、令和 4（2022）年度の社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策講座の出席率（48.9%）であったことから、出席率の向上を目指した（【資料 3-3-21】）。
- ・出席率向上の改善策として、開講時限が曜日で異なっていたことから、学生が参加しやすい 3、4 限で国試対策講座を統一して実施した（【資料 3-3-12】）。
- ・出席率向上の改善策として、祝日の出席率が低かったことから（令和 4（2022）年 7 月 18 日の海の日が最低の 27.3%）、祝日も実施していた国家試験対策講座を祝日は実施しないようにした（【資料 3-3-12】、【資料 3-3-22】）。
- ・改善策の結果令和 5（2023）年度の出席率は、54.2%となった（【資料 3-3-23】）。

以上のとおり、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

3-3 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<教務委員会>

- ・『学びの実感』アンケートは、令和 6（2024）年度から三つのポリシーが改定されたことから、評価基準の見直しを行う。

<学生支援委員会>

- ・「学生生活調査」を継続的に実施し、学生の状況把握を行い、確認された課題について関連部署等とともに検討し改善を図っていく。

<キャリア支援委員会>

- ・令和 5（2023）年度は、卒業生アンケートに関しては卒業時と数年後の状況が比較できるように修正した。令和 6（2024）年度は、就職先アンケートの回答を数値化することで、改善点を明確にできるように変更を行う。

<FD・SD 委員会>

- ・令和 5（2023）年度は、「学生による授業アンケート」の中間授業評価を、特定の科目にのみ、前期に試行的に実施した。令和 6（2024）年度は、前期・後期いずれも実施し、さらに対象科目も常勤教員の全科目へと拡大する。今後は、非常勤講師科目にも実施していく予定である。

<国家資格試験対策センター>

- ・令和 5（2023）年度に国家試験対策講座を受講した学生にアンケートを取った。その結果を反映し、国家試験対策講座の質の向上に努める。
- ・学生アンケートの結果、国家試験対策講座の内容にばらつきがあることがわかり、質の標準化を図るため、国家試験対策講座を担当する教員との打ち合わせの機会を設ける。
- ・社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラム国家試験に対応した学修環境を整備するため、図書館の学習支援室に置いてある資料を新カリキュラムのものに切り替える。

【基準 3 の自己評価】

建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的、教育研究上の目的に基づきディプロマ・ポリシーを定め、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと併せて、学生便覧、ホームページで内外に周知するとともに、学生に対しては学科ガイダンスで詳細に説明をしている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準については、学則及び各学部の履修規程で明確に定め、それらに基づき厳正に適用している。それらの周知に関しては、シラバス、全学生に配布している学生便覧及び「カリキュラム」にて行っている。

ディプロマ・ポリシーと整合するように設定されたカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成している。「静岡福祉大学におけるカリキュラム・ポリシー・科目群編成区分・編成方針」に基づいた体系的な教育課程を明確にするために、各教育課程においてカリキュラム・ツリーを導入するとともに、ナンバリングを作成している。シラバスは全ての授業科目において作成しており、到達目標、授業計画、ディプロマ・ポリシーとの関係を明確に示し、学生が主体的、計画的に学修できるようにしている。また、年間履修登録単位数の上限を設定し、単位の厳格化を図っている。

教養教育は、カリキュラム・ポリシーに基づいて 7 つの科目群を配置し、適切に実施している。

本学は全ての学科の専門教育が現場実習を重視するものであり、グループワーク等の学生が主体的に関わることを前提とした授業実践を積極的に行っている。教授内容の改善を進めるために「学生による授業アンケート」を実施し、各教員に授業改善に向けたコメントを義務づけているとともに、FD・SD 研修を定期的に行っている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果をアセスメントプランにおいて明示し、関連した会議体において各学修成果を点検・評価するとともに、教育内容全般及び学修指導にフィードバックしている。

以上のとおり、本学は学則及び関連規程に従い厳正に単位認定、卒業認定等を行い、教育研究上の目的を達成するための三つのポリシーに基づいた教育課程を編成し、学修成果の点検・評価しており、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
■ 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。
4-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ 社会福祉学部長、子ども学部長、事務部長が学長の補佐役を担っており、規程等は特にないものの、原則として毎週 1 回、学長を含めた 4 者が集まり、学内の課題に関する協議を行っている（【資料 4-1-1】）。
- ・ 学長特命事項を引き受ける組織として、事務部に企画戦略課を置いている（【資料 4-1-2】）。
- ・ その他大学改革に関する素案を検討するための組織として、複数のワーキンググループを編成している（【資料 4-1-3】）。

以上のとおり、補佐体制を整備している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
■ 使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。
4-1-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ 機関レベルにおける教学マネジメントにおいては、規程に基づき、管理運営に関しては「運営協議会」、教育研究については「教授会」において審議し、学長が決定するに当たっての意見具申を行っている（【資料 4-1-4】、【資料 4-1-5】）。
- ・ 規程に基づき編成している委員会、センターにおいては、毎年度「目標・計画・評価シート」を作成し、その目標・計画に基づき、当該委員会、センターの目標達成に向けた取組みを実施している（【資料 4-1-6】）。
- ・ 学部学科では、毎月 1 回、学科会議を開催し、委員会、センターの活動内容の共有、気になる学生の支援方法等、学科における課題解決に向けた協議を行っている（【資料 4-1-7】）。

以上のとおり、使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築している。

■ 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

■ 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

4-1-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・「静岡福祉大学職員組織規程」により、学長、学部長、学科長の権限と責任が明確になっている（【資料 4-1-8】）。
- ・本学は、令和 4（2022）年度以降、副学長を置いていないが、代わりに社会福祉学部長、子ども学部長、事務部長が学長の補佐役を担っている。

以上のとおり、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。

■ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

4-1-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・本学の教授会は、「静岡福祉大学教授会規程」により、位置付け及び役割が明確になっている（【資料 4-1-5】）。
- ・令和 5（2023）年度に受審した大学機関別認証評価において、「静岡福祉大学教授会規程」の組織に関する参考意見が付されたことに伴い、令和 6（2024）年 4 月 1 日より改正した（【資料 4-1-9】）。

以上のとおり、教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。

■ 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

4-1-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・「静岡福祉大学教授会規程」第 3 条第 1 項第 3 号に「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」を規定している。
- ・上記学長が定める事項として、「教員の教育研究業績の審議に関する事項」を定めている（【資料 4-1-10】）。

以上のとおり、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

■ 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

4-1-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき、適切に事務職員を配置している（【資料 4-1-2】）。
- ・令和 5（2023）年度より、運営協議会の構成員として事務部各課長も加わり、教職協働による教学マネジメントが遂行できる基盤を整備した（【資料 4-1-4】）。

以上のとおり、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

4-1 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・大学改革のスピードアップを図るために、学長特命によるワーキンググループを複数編成しているが、数が多く進捗管理が困難な状況にあるため、改善委員会が中心となり、これまで以上にワーキンググループとのコミュニケーションを密にしていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

■ 大学及び大学院に必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

4-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・令和 6（2024）年 5 月 1 日時点での専任教員数は、大学設置基準の最低数を上回っており、適切に配置している。
- ・社会福祉士、幼稚園教諭免許状等に係る必要教員数も満たしており、法令遵守に努めている。

以上のとおり、大学に必要な教員を確保し、適切に配置している。

■ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

4-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・教員の採用・昇任に関する手続きは、「静岡福祉大学教員選考規程」、「静岡福祉大学教員任用基準」、「静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規」、「静岡福祉大学教員任用基準等昇任に関する運用内規」に基づき、適切に運用している（【資料 4-2-1】）。
- ・教員の採用に当たっては、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に基づき、3年の任期を付している（【資料 4-2-2】）。
- ・任期に関しては、当初 3 年の任期であっても、2 年を経過した時点で期間の定めのない専任教員に転換することができるなどの柔軟な対応ができるような規定となっている。
- ・令和 5（2023）年度より、新たな教員評価制度を導入し、賞与等の算定の基礎とした（【資料 4-2-3】）。

以上のとおり、教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

■ FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

4-2-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・FD・SD 委員会を中心に、計画的な FD・SD 研修会を実施した。
- ・令和 5（2023）年度は、FD・SD 研修会を 8 回実施した（【資料 4-2-4】）。
- ・研修会の実施に当たっては、原則として教職員は全員出席とし、研修会当日に欠席した場合には、録画視聴により出席に代えるなどの措置を行った（【資料 4-2-5】）。

以上のとおり、FD を組織的に実施している。

4-2 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・新たな教員評価制度を導入したが、当該制度に対する PDCA サイクルを回していないため、過半数代表者との協議を踏まえながら、必要に応じて改善を行うなどの対応に努めるものとする。
- ・令和 5（2023）年度の FD・SD 研修会の内容は、いわゆる FD に直接的に関わる研修が少なかった点が課題として挙げられたため、令和 6（2024）年度には FD に関する研修の充実を図る。
- ・FD・SD 研修会に関し、令和 4（2022）年度以降、年間 10 回程度の研修会を行うようになったが、研修ごとの成果目標の設定がなかったため、令和 6（2024）年度より、目標設定を念頭に置くものとする。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
■ 職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。
4-3-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・全学的には、FD・SD 委員会を中心に、計画的な FD・SD 研修会を実施した（令和 5（2023）年度は 8 回実施）（【資料 4-3-1】）。
- ・研修会の実施に当たっては、原則として教職員は全員出席とし、研修会当日に欠席した場合には、録画視聴により出席に代えるなどの措置を行った（【資料 4-3-2】）。
- ・特に事務職員には、外部業者主催の研修を推奨しており、令和 5（2023）年度は、延べ 100 人程度が参加した（【資料 4-3-3】）。

以上のとおり、職員の資質・能力向上のための研修などを組織的に実施している。

4-3 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・外部業者主催の研修に関し、参加する事務職員が偏る傾向にあることが課題となっているため、所属課長の裁量により参加を促すなど、各事務職員のキャリアパスを見据えた計画的な参加を目指すものとする。
- ・教職員の中で防火管理者、衛生管理者の取得者を把握し切れていないため、現状把握とともに、計画的に取得させるなどの対応を検討する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
■ 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

4-4-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ 規程に基づき、専任教員には週 1 回の「自宅研修日」を設け、研究活動の促進を図っている（【資料 4-4-1】）。
- ・ 自宅研修日の他にも「特別研修日」として、年間 10 日の研究活動日を用意している。
- ・ 政府、行政からの研究助成に関する情報は、到着後速やかに教員に情報共有しており、特に科学研究費に関しては、事務手続き等の相談窓口として総務課が役割を担っている（【資料 4-4-2】）。

以上のとおり、快適な研究環境を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

■ 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

4-4-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ 文部科学省のガイドラインに基づき、規程等を適切に整備している（【資料 4-4-3】）。
- ・ 規程等に基づき、公的研究費等の内部監査を行うなど、不正防止に努めている（【資料 4-4-4】）。
- ・ 研究計画倫理審査委員会を編成し、人を対象とする研究に関しては、原則として研究倫理審査を受けるものとしている（【資料 4-4-5】）。

以上のとおり、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

■ 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA（Research Assistant）などの人的支援を行っているか。

4-4-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ 専任教員には、年間一定額の個人研究費を支給している（【資料 4-4-6】）。
- ・ 上記とは別に「特別研究費」制度があり、教職員の研究活動の活性化に努めている。
- ・ 本学では、人的支援は行っていない（【資料 4-4-7】）。

以上のとおり、物的支援を行っている。

■ 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

4-4-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ 令和 5（2023）年度の科学研究費の採択数と金額は、それぞれ 3 件 175 万円である（【資料 4-4-8】）。

- ・本学と包括連携を締結している焼津市、藤枝市、富士市より、地域課題解決事業として、438万円の外部資金を獲得した（【資料4-4-9】）。
- ・その他、ふじのくに地域・大学コンソーシアム（静岡県）、しずおか中部連携中枢都市圏（静岡市を中心とした5市2町）による地域課題解決事業として48万円の外部資金を獲得した（【資料4-4-10】）。
- ・科学研究費の申請に関しては事務部総務課が、地域課題解決事業に関しては事務部企画戦略課が中心となり、専任教員と外部資金の獲得に向けて調整を図った。

以上のとおり、研究活動のための外部資金の導入に努めている。

4-4 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・科学研究費の獲得件数、金額が伸びないことが課題である。令和4（2022）年度より編成している外部資金獲得に向けたワーキンググループを中心に、科学研究費を含めた外部資金の獲得計画書を作成し、教職員に対して外部資金の獲得の重要性等を再認識してもらうとともに、計画的な外部資金の増加を目指す。
- ・特に科学研究費に関しては、申請を希望する専任教員たちを集めて勉強会を実施するなど、全学的な取組みを仕掛けることにより獲得件数の増加に努めるものとする。

[基準4の自己評価]

大学の意思決定の事前協議の機会として「部長会」（週1回）を開催し、学長のリーダーシップの補完的役割を果たしてきた。併せて「学科長会」（月1回）も開催し、学科運営に係る課題について協議する機会も設けている。個別の案件については、通常の組織（分掌）とは別に、その都度ワーキンググループを設けて具体化していく取組みを行っている。

教職員の採用については、人事の構想を踏まえて、単なる「補充人事」ではなく、今後の学部学科の方針や改組等を見通した採用方針としている。教職員の資質向上やスキルアップのためにFD・SDの研修機会を設けているが、内部的な研修に留まらず、広く学外における研修の機会を増やすことで、教学全体の質の向上を図っている。

研究活動については、個人研究費に加えて特別研究費を設けて教職員の活性化を図っている。大学全体としての研究の質の向上はいまだ低調であることは否めないが、昨今は、若手の教職員の研究意欲・活動はめざましく、徐々に学内外においてさまざまな研究成果を挙げている。今後とも研究のあり方検討を重ねていく。

よって、基準4「教員・職員」については、基準を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
■ 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。
5-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・学校法人静岡精華学園は、「学校法人静岡精華学園寄附行為」第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする。」と定め、教育基本法及び学校教育法に定める法令を遵守するとともに、これらの法律の精神に則り誠実に経営にあたることを表明している（【資料 5-1-1】）。
- ・「学校法人静岡精華学園寄附行為」第 5 条に基づき監事を置き、理事の職務遂行についてチェックを行うとともに、「学校法人静岡精華学園倫理・コンプライアンス規程」を定めて教職員が誠実な業務を行うための規範としている（【資料 5-1-2】）。
- ・本法人の業務に関し、法令、寄附行為、若しくは学内諸規程に違反する行為、違反する恐れがある行為が現に生じ又は生じようとしている場合は、その早期発見及び是正を図るために必要な仕組みとして「学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程」を設け、適切に対応する体制を整えている（【資料 5-1-3】）。
- ・理事及び評議員には学外から企業経営者等の学識経験者を選任し、専門的な知識・経験を有する学内外の役員等で構成することで本法人の経営の規範性と透明性を担保している（【資料 5-1-4】）。

以上のとおり、組織倫理に関する規則に基づき、適切に運営を行っている。

■ 情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。
5-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・私立学校法第 47 条第 2 項及び「学校法人静岡精華学園寄附行為」第 35 条第 2 項の規定に基づき「財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為」に関し、請求があった場合には閲覧できるとともに、「学校法人静岡精華学園寄附行為」第 36 条の規定に基づき、本法人のホームページに公表している（【資料 5-1-1】、【資料 5-1-5】）。

- ・大学についても、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定されている情報や教育職員免許法に係る教員の養成の状況に関する情報等は、大学のホームページに公表している（【資料 5-1-6】）。

以上のとおり、情報の公表を、法令等に基づき適切に行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
■ 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。
5-1-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・大学の将来構想や大学運営に関わる基本方針等を審議する「静岡福祉大学運営協議会」を定時又は臨時に開催し広く意見を求めることで、大学の使命・目的の実現に向けた努力を行っている（【資料 5-1-7】）。
- ・令和 3（2021）年度から「学校法人静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～令和 7 年度）」を名称とする中期計画を推進している。この中期計画では、本法人が設置する各学校が、使命・目的を実現していくために、運営上の基本方針及び法人全体の取組みを示すとともに、各学校における教育方針、教育計画、経営計画、入学者確保計画等を盛り込んでいる。最終目標と経過目標を設定し、年度ごとに達成状況を、理事会で報告、確認・評価を行っている（【資料 5-1-8】）。
- ・令和 5（2023）年度は計画の中間年度であるため修正計画策定の有無を含め、その評価を検証しつつ、令和 8（2026）年度からの中期計画を策定する準備を進めていく。

以上のとおり、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
■ 環境や人権について配慮しているか。
5-1-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・環境への配慮については、クールビズ運動や地球温暖化対策及び節電に対する取組みを行っている（【資料 5-1-9】）。
- ・「DX 戦略推進プロジェクトチーム」により、グループウェアを活用し、法人内の電子決裁システムによるペーパーレス化を推進している（【資料 5-1-10】）。
- ・人権への配慮については、法改正に対応すべく「学校法人静岡精華学園倫理・コンプライアンス規程」、「学校法人静岡精華学園ハラスメント防止等に関する規程」、「学校法人静岡精華学園個人情報の保護に関する規程」等の改正・整備を実施した（【資料 5-1-2】、【資料 5-1-11】、【資料 5-1-12】）。
- ・教職員の意識改革やハラスメントのない職場づくりの一環として、倫理・コンプライアンスやハラスメントに関する研修会を開催した（【資料 5-1-13】）。
- ・学生が健康で充実した生活を送ることができるよう、相談の場として、非常勤の

精神保健福祉士・社会福祉士有資格のソーシャルワーカーと臨床心理士・公認心理師有資格者のカウンセラーによる学生相談対応を整えている（【資料 5-1-14】）。

以上のとおり、環境や人権について配慮している。

■ 学内外に対する危機管理体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

5-1-③ 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・大学では学長を委員長とした「静岡福祉大学危機管理委員会」で防火防災対策等、危機管理に必要な事項を審議している（【資料 5-1-15】）。
- ・防火防災管理については、「静岡福祉大学防火防災対策委員会」を設置し、組織的な防火防災に努めており、緊急地震速報の模擬報を活用した避難訓練を実施した（【資料 5-1-16】、【資料 5-1-17】）。
- ・災害発生時に備えて、飲料水や食料、その他用品の備蓄品に関し、消費・使用期限等の点検を行っており、特に、保管している飲料水や食料については、保存年限を超えないように定期的に更新している（【資料 5-1-18】）。
- ・本法人としては、学校という大量の個人情報や貴重な研究データの保全の必要性和 DX を推進する中で、不特定多数のネットワーク接続等によるサイバー攻撃に対応するため、「個人情報漏洩保険」に加入している（【資料 5-1-19】）。
- ・「役員賠償責任保険」に加え、学校法人、役員、教職員を対象とし、学校教育活動の遂行侵害行為に起因して法律上の損害賠償行為を被る場合等のさまざまな賠償責任リスクを補償するため「学校教育活動賠償責任保険」に加入している（【資料 5-1-20】）。

以上のとおり、学内外に対する危機管理体制を整備し、かつ適切に機能している。

5-1 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<法人本部>

- ・令和 6（2024）年度が後半となる現行の中期計画「学校法人静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～令和 7 年度）」の遂行及び目標達成に努める。また、次期中期計画策定の際には「施設整備計画」とその裏付けとなる「資金計画」を連動させることにより、実態に即した実現可能な計画策定に留意する。
- ・大学が大地震、火災、風水害等の各種災害によって被害を受け、教育研究等の事業の継続が困難な状況に陥ったときの対応として BCP（事業継続計画）を作成していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
■ 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
5-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・理事会は、学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員等の報酬等の支給の基準等、「学校法人静岡精華学園理事会業務委任規程」の第 2 条に規定する重要事項の審議決定を行っている（【資料 5-2-1】）。
- ・理事会の下に理事長、常務理事、常勤理事からなる「法人運営委員会」を設置し、理事会に提出する議案について事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速かつ的確に行えるように進めるとともに、法人全般の諸課題について協議を行っている（【資料 5-2-2】）。

以上のとおり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

■ 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。
5-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・本法人の最高意思決定機関は理事会であり、通常年 4 回（5 月、9 月、12 月、3 月）開催される。理事の定数は 9 人～11 人であり、選任区分は第 1 号理事が各所属長で定数は 3 人又は 4 人、第 2 号理事が評議員理事で定数は 3 人、第 3 号理事が学識経験者で定数は 3 人又は 4 人となっており、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の現員は 10 人であるため定数を満たしている（【資料 5-2-3】、【資料 5-2-4】）。
- ・直近の理事の選任については、令和 5（2023）年 12 月 21 日の理事会において第 3 号理事である学識経験者 2 人を理事として選任している（【資料 5-2-5】）。
- ・令和 6（2024）年度の事業計画については、令和 6（2024）年 3 月 7 日の理事会にて審議し承認された（【資料 5-2-6】）。

以上のとおり、理事会の運営を適切に行っている。

■ 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。
5-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・令和 5（2023）年度は 6 回（5 月、9 月、12 月（2 回）、2 月、3 月）の理事会が開催され、「意思表示書」の提出による場合も含めた「みなし出席率」は 100.0%（実出席率は 98.2%）であった。なお理事会資料は事前に送付し、出席できない場合は意思表

示書にて決議に加わることをしている（【資料 5-2-7】）。

【表5-2-1】理事の理事会出席状況（意思表示出席を含む）

年度	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	年間出席率
令和5（2023）	月日	5月25日	9月21日	12月14日	12月21日	2月20日	3月7日	100%
	出席状況	9/9	9/9	9/9	10/10	10/10	10/10	

以上のとおり、理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切である。

5-2 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

<法人本部>

- ・私立学校法の改正に伴い、理事会の機能強化が図られ、評議員会との役割分担も明確化された。したがって、本法人としては令和6（2024）年度を新たな体制整備に向けた準備期間と位置づけ、より公益性と効率性を追求したガバナンスの再構築及びコンプライアンスの観点に基づく執行部体制の再検討を「法人運営委員会」で協議し理事会・評議員会の承認を経て、改正私学法が施行される令和7（2025）年度以降には新体制の実現を図る予定である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

■ 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

5-3-① 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・「法人運営委員会」において、理事会に提出する議案について事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速かつ的確に行えるように進めるとともに、法人全般の諸案件について協議を行っている（【資料 5-3-1】）。
- ・大学においては、「運営協議会」を設置し、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針や内部質保証に関する事項等の重要事項を審議している。その構成メンバーは、学長、副学長（現在は置いていない）、各学部長、各学科長、事務部長その他学長が指名する者であったことに加え、令和5（2023）年度より教職協働による意思決定組織とするため事務部の各課長を新たに追加した。審議した事項は教授会に報告をしている（【資料 5-3-2】）。
- ・運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、各種委員会、センター、専門部会等を設置している（【資料 5-3-3】）。

- ・法人業務に関する連絡協議、法人本部と学校及び学校相互間における業務の調整連絡については、法人本部事務局長、大学事務部長、中学校・高等学校事務長等で組織する「静岡精華学園業務連絡協議会」において調整連絡を図っており、令和5(2023)年度は10月に1回開催し、令和6(2024)年度当初予算編成について本法人の財政状況と中期計画に基づいた予算要求となるよう周知した(【資料5-3-4】)。
- ・本法人の事務局(法人本部)、理事長室、常務理事室は、大学の敷地内に配置されているため、運営協議会、教授会において審議した事項のうち、即時対応が必要な案件に関しては、学長等が直接法人に相談することが可能である。

以上のとおり、意思決定において、法人及び大学の核管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

■ 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

5-3-① 現状分析(令和5(2023)年度の進捗状況)

<法人本部>

- ・「法人運営委員会」は、理事長以下、常勤の理事である常務理事、学長、校長、園長及び3号理事である法人本部事務局長で構成し、理事長が議長として本法人の運営を統括しており、理事長のリーダーシップが十分発揮されている(【資料5-3-1】)。

以上のとおり、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

■ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

5-3-① 現状分析(令和5(2023)年度の進捗状況)

<法人本部>

- ・教職員の提案や意見をくみ上げる仕組みとして、令和5(2023)年度は常務理事への提案募集を行った(【資料5-3-5】)。
- ・令和5(2023)年度には各組織より任命された教職員から構成される「DX戦略推進プロジェクトチーム」を設置し、組織間の連携と意思疎通の改善を図るためにグループウェアの導入を決定し、本格稼働に向けて準備を整えている(【資料5-3-6】)。

以上のとおり、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
--

■ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。
--

5-3-② 現状分析(令和5(2023)年度の進捗状況)

<法人本部>

- ・法人と大学との相互チェックの仕組みとしては、「法人運営委員会」において、法人から提出された議案、各所属から提案された議題についてその是非や可否を検討し、理事会へ上程している(【資料5-3-7】)。

- ・学長は理事会の理事として出席するとともに、評議員会にも陪席している。大学事務部長、社会福祉学部長、子ども学部長も評議員に選任されている。これらのことから、本法人の最終意思決定機関であり、全体の管理運営責任を負う理事会と大学は、互いにチェックする体制を整えている（【資料 5-3-8】）。
- ・大学から理事会、「法人運営委員会」への提出議案は、運営協議会や教授会で審議され、学長が「法人運営委員会」に提出する。理事会に提出する議案については、「法人運営委員会」で審議したうえで理事会への提出が決定する（【資料 5-3-9】）。

以上のとおり、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。

■ 監事の選任を適切に行っているか。

5-3-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・本法人の監事は、「学校法人静岡精華学園寄附行為」第 5 条に監事の定数を 2 人又は 3 人としており、理事会において選出した本法人の役員、評議員又は職員以外の者である候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長が選任しており、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の現員は 2 人であるため定数を満たしている（【資料 5-3-8】）。
- ・直近の監事の選任については、令和 5（2023）年 12 月 14 日の理事会、評議員会において上記の手續きどおり選任されている（【資料 5-3-10】）。

以上のとおり、監事の選任は適切に行っている。

■ 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。

5-3-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・監事の理事会及び評議員会への出席状況は【表 5-3-1】、【表 5-3-2】のとおりであり、良好である。

【表5-3-1】 監事の理事会出席状況（意思表示出席を含む）

年度	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	年間出席率
令和5（2023）	月 日	5月25日	9月21日	12月14日	12月21日	2月20日	3月7日	100%
	出席状況	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	

【表5-3-2】 監事の評議員会出席状況（意思表示出席を含む）

年度	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	年間出席率
令和5（2023）	月 日	5月25日	9月21日	12月14日	3月7日	100%
	出席状況	2/2	2/2	2/2	2/2	

以上のとおり、監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切である。

■ 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

5-3-② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・ 監事は、理事会・評議員会に出席しており、理事の職務遂行について適宜チェックを行っている。
- ・ 監査等の充実を図るため、監事による監査計画書に基づく監査を実施しており、会計監査に当たっては、本法人担当の会計監査人から本法人の財務状況等について事情聴取している（【資料5-3-11】）。

以上のとおり、監事の職務は適切に行っている。

■ 評議員の選任を適切に行っているか。

5-3-② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・ 評議員の定数は19～23人であり、選任区分の1号は本法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者7人又は8人、2号は本法人が設置する学校を卒業若しくは修了した者で、年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者4人以上6人以内、3号は本法人が設置する学校の在籍者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者3人又は4人、4号は学識経験者のうちから、理事会において選任した者4人又は5人となっている（【資料5-3-12】）。
- ・ 令和6（2024）年5月1日現在の現員は20人であり、定数及び理事総数の2倍を超える数という私立学校法の規定のいずれも満たしていないが、これは1号及び3号に該当する評議員が3月末に退職や子女の卒業により一時的に欠員になったためであり、速やかに後任を理事会・評議員会で選任することになっている（【資料5-3-13】）。

以上のとおり、評議員の選任は適切である。

■ 評議員会の運営を適切に行っているか。

5-3-② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・ 評議員会は、通常年4回（5月、9月、12月、3月）開催され、評議員会への諮問事項は「学校法人静岡精華学園寄附行為」第21条に、①予算及び事業計画、②事業に関する中期的な計画、③借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、④役員等に対する報酬等の支給の基準、⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、⑥寄附行為の変更、⑦合併、⑧目的たる事業の成功の不能による解散、⑨寄附金品の募集に関する事項、⑩その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの、と規定されており、それぞれ理事長の諮問に基づき審議されている（【資料5-3-14】）。

以上のとおり、評議員会の運営は適切である。

■ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。

5-3-② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・評議員の評議員会への出席状況は【表5-3-3】のとおりであり、概ね良好である。

【表5-3-3】評議員の評議員会出席状況（意思表示出席を含む）

年度	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	年間出席率
令和5（2023）	月日	5月25日	9月21日	12月14日	3月7日	95.10%
	出席状況	18/19	21/21	19/21	20/21	

以上のとおり、評議員の出席状況は適切である。

5-3 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

<法人本部>

- ・法人本部と大学及び各校・園がそれぞれに拠点をもつことから、情報の共有化をはじめ学内連携の効率化のためにグループウェアの利用を拡大し、情報セキュリティを確保しつつ意思決定の迅速化を進めている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

■ 中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

5-4-① 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・各年度の予算策定の段階で、中長期計画に基づく収支目標について検証・検討しながらすすめている。経常収支差額が目標値に到達するよう収入の増加を図るとともに支出の抑制に努めている（【資料5-4-1】、【資料5-4-2】、【資料5-4-3】）。

<中期計画：令和7（2025）年度末 経常収支差額 ±0千円>

<令和5（2023）年度末実績 経常収支差額 -99,539千円>

<令和4（2022）年度末実績 経常収支差額 -88,754千円>

以上のとおり、中長期計画に基づく財務運営に努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

■ 安定した財務基盤を確立しているか。

■ 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。

5-4-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・主に大学の学生数減少に伴い、資金繰りの基礎となる学納金収入の減少が顕著である。一方で施設管理コストが増大しており、事業活動収支が悪化しているが、流動資産と特定資産を合わせて 2,127,504 千円を保有しており財務基盤は安定している（【資料 5-4-2】、【資料 5-4-4】）。

<令和 5 年度末実績 学納金収入額残高 1,058,079 千円 予算比 - 93,213 千円>

<令和 5 年度末実績 現金預金勘定残高 428,498 千円 前年度比-138,297 千円>

以上のとおり、概ね財務基盤は安定している。

■ 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

5-4-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・ホームページ記載や同窓会等での寄付金の募集を進めており、令和 5（2023）年度は 28 口、14,820 千円の寄付があった（【資料 5-4-4】）。
- ・私立大学経常費補助金特別補助タイプ 3（PF 型）を獲得した（【資料 5-4-5】）。

<令和 5（2023）年度 寄付金受入額 14,820 千円>

<令和 5（2023）年度 国庫補助金額 10,953 千円>

以上のとおり、外部資金の導入に努めている。

5-4 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<法人本部>

- ・各年度の予算策定の段階で、中長期計画に基づく収支目標について検証・検討しながら進めているが、策定される予算との乖離が見られる（【資料 5-4-5】）。そのため、財務担当理事を中心とした予算管理チームで予算管理及び執行を進めていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

■ 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

5-5-① 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・ 諸規程や前例に基づく会計処理を行っており、学校法人会計基準の遵守については、監査法人からの指導等により担保されている（【資料 5-5-1】）。

以上のとおり、規則などに基づく会計処理を適正に実施している。

■ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

5-5-① 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・ 支出項目については、期中においても補正予算について理事会・評議員会での手続きにより適正に行っている（【資料 5-5-2】、【資料 5-5-3】）。

以上のとおり、補正予算を編成し、適正に行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

■ 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

5-5-② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<法人本部>

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、書類監査等に依っていた会計監査について、令和6（2024）年2、3月に各学校での現地監査を再開した。また、監査法人の現地監査時に、監事の随時監査を併せて実施し、監査に対する意識の醸成が図られた（【資料 5-5-4】）。

以上のとおり、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

5-5 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

<法人本部>

- ・ 令和6（2024）年3月7日に承認された「令和6年度事業計画書」において、「財務計画・施設整備計画」を策定・明示した（下記に抜粋を記載）。

※令和6年度事業計画書 抜粋

【財務計画・施設整備計画】

(1) 令和6年度 財務計画

学生・生徒・園児数の設定

(単位：人)

	入学者見込	在籍数見込	収容定員数
静岡福祉大学	120	594	940
静岡大成高等学校	200	586	600
静岡大成中学校	40	133	230
静岡精華幼稚園	50	165	190

②収入科目

・学納金等の価格設定

各学校とも令和5(2023)年度価格を据え置くこととする。令和7(2025)年度からの改定(値上げ・項目見直し)に向けた検討を進める。

・補助金・助成金等

修学支援や奨学支援金、幼児教育・保育の無償化など、学生・生徒・園児・保護者の負担軽減にかかる制度については、従来どおり実施する。同様に経常費補助金など学校運営に対する補助金制度についても最大限の活用を行う。また、令和6(2024)年度に実施する個別の事業については、文科省・県と連携し、適時対応する。

・寄付金

広報誌や同窓会など、学園・各学校の広報の機会を的確に捉えた募集活動を強化するとともに、ホームページ等での継続的な認知向上に努める。

③資金運用

- ・事業経費にかかる資金繰りの日常管理を強化するとともに、理事会・評議員会への資金運用状況報告など必要な組織手続きを整備する。併せて、金利動向を踏まえた有価証券等の効果的な運用を進める。

<資金運用計画>

(単位：百万円)

種別	期首残高	期中増減		期末残高	運用の考え方
		満期到来	更新・購入		
定期預金 (6か月定期)	250	250	250	250	事業資金の状況により対応
有価証券 (公社債)	1,102	0	0	1,102	
計	1,352	250	250	1,352	

④経費節減計画

各学校と法人本部間での予算の実施状況の適時検証を実施し、学園全体の経費コントロール機能を強化する。併せて、月次決算や資金繰り業務の充実を図り、学園内の情報共有を推進する。

(2) 中期（5 か年）施設投資・修繕計画

資金運用を考慮しつつ、学生・生徒・園児の学習や活動に最適な施設整備を進めるとともに、老朽化等への適切な対応など安全性や利便性の確保に努める。

< 主な施設投資計画（固定資産・リース取得） > (単位：千円)

静岡福祉大学	静岡大成中 高等学校	静岡精華幼稚園	法人本部	合計
空調更新ほか 94,145	職員用 PC ほか 4,641	遊具更新ほか 5,503	役職員用 PC 840	135,129

< 主な施設等修繕計画 > (単位：千円)

静岡福祉大学	静岡大成中 高等学校	静岡精華幼稚園	法人本部	合計
通路舗装ほか 7,341	給水整備ほか 9,347	カーペット張替ほか 1,329	100	18,117

【基準 5 の自己評価】

本法人は、平成 16（2004）年の静岡福祉大学開学以来、学校教育法関係法令、法人寄附行為及び大学学則等を遵守して組織を構築しており、チェック体制やガバナンス機能も強化されている。

本法人の運営に関して、理事長や学長のリーダーシップが最大限発揮できるように、法人においては「法人運営委員会」を設置し理事長が議長を務め、大学においては運営協議会や教授会において学長が議長を務めるなどして、関係機関のさまざまな課題について議論を深めてその解決に向けて協議しており、業務執行体制は適切に維持されている。

財務については、中長期計画に基づき財政基盤の強化を重要課題として全学で共有し、入学・入園者確保による収入の確保に努めるとともに、支出の抑制に努めている。また、監査法人による監査も適切に実施されている。

以上により、経営・管理と財務に関する諸事項において基準 5 を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
■ 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
6-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・令和 5（2023）年 4 月に「静岡福祉大学内部質保証に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、令和 6（2024）年 4 月に一部見直した（【資料 6-1-1】）。
- ・方針は、学内（教職員）に周知するとともに、学外に対しても公表している（【資料 6-1-2】）。

以上のとおり、本学は内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

■ 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
■ 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。
6-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・方針に定めているとおり、本学の内部質保証の推進は、「改善委員会」が責任を負うことになっている（【資料 6-1-1】）。
- ・上記方針を教職員に明確にするため、「静岡福祉大学内部質保証の体制図」（以下「体制図」という。）を作成した（【資料 6-1-3】）。
- ・方針及び体制図により、本学の機関レベル、教育課程レベル（学部、学科）、科目レベル（授業科目）ごとの PDCA サイクルを示し、かつ責任体制としては、「改善委員会」が内部質保証の推進役を担い、「運営協議会」が内部質保証に係る方針、体制、改革・改善に関する具体策の意思決定を司ることを明確にしている。
- ・なお、令和 5（2023）年度まで「改善委員会」に関する規程を制定していなかったが、上記体制図を示したタイミングで恒常的な組織として位置付けるべく、規程の制定を行った（【資料 6-1-4】、【資料 6-1-5】）。

以上のとおり、本学は内部質保証のための恒常的な組織体制の整備及び責任体制の明確化がなされている。

6-1 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・方針、体制図が想定した機能を果たしているかは、今後の自己点検・評価業務によって明らかになる。令和 6（2024）年度以降の自己点検・評価業務において、方針や体制図に改善が必要なことがわかれば、速やかに運営協議会で審議し、必要に応じて見直すなどの迅速な判断を行うものとする。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
■ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
■ エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。
6-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・本学の自己点検・評価業務は、学則第 2 条、「静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程」、方針、体制図に基づき、原則として毎年度実施している（【資料 6-2-1】、【資料 6-2-2】、【資料 6-2-3】、【資料 6-2-4】）。
- ・自己点検・評価業務を行うに当たり、「自己点検・評価委員会」を開催し、業務における注意事項としてエビデンスに基づき記載することを徹底している。その結果、令和 5（2023）年度の自己点検・評価業務で収集したエビデンスの数は、約 380 にも及ぶ（【資料 6-2-5】）。

以上のとおり、本学では内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施している。

■ 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。
6-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・令和 5（2023）年度は、認証評価の受審年度だったため、自己点検評価書の冊子を作成し、教職員に配付した（【資料 6-2-5】）。
- ・例年は、自己点検評価書を作成した後、教授会で報告し、電子データを共有フォルダに保存している。
- ・社会へ公表するために、本学ホームページに自己点検評価書を掲載している（【資料 6-2-6】）。

以上のとおり、自己点検・評価の結果は、学内で共有するとともに、社会へ公表してい

る。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

■ 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

6-2-② 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ IR 業務は、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき、企画戦略課が担っている（【資料 6-2-7】）。
- ・ 上記に加え、令和 6（2024）年度より「IR 委員会」を設置し、全学的な IR 業務の体制を整備した（【資料 6-2-8】）。

以上のとおり、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6-2 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・ 令和 5（2023）年度に制定した「静岡福祉大学アセスメントプラン」に基づく学修成果の可視化が課題となっている。「IR 委員会」が中心となり、アセスメントプランの指標に優先度を付けて、必要なデータを収集・分析を行い、その結果を令和 6（2024）年度中に学内に共有するものとする。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

■ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

6-3-① 現状分析（令和5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・ 本学は、方針及び体制図に基づき、内部質保証を行っている（【資料 6-3-1】、【資料 6-3-2】）。
- ・ 方針には、三つのポリシーに基づく取組みと学修成果に関する点検・評価の記載があることから、本学の内部質保証は、三つのポリシーを起点にしていることが明確である。
- ・ 体制図に記載のあるチェック機能のうち、機関レベルでのチェック機能を果たして

いる自己点検・評価では、「改善委員会」が各基準項目の改善・向上方策（将来計画）に記載のあったものを一覧にまとめたうえで、改善状況の進捗を確認している（【資料 6-3-3】）。特に、令和 5（2023）年度においては、認証評価の受審年度であったことから、それらに加え、認証評価の実地調査で評価員より指摘された事項も一覧表にまとめた。

- ・教育課程レベルでのチェック機能として活用している「目標・計画・評価シート」は、学部長が管理し、年度末に教授会にて総括を報告している（【資料 6-3-4】）。
- ・令和 5（2023）年度までは、委員会、センターのみに「目標・計画・評価シート」の作成を求めていたが、教育課程レベルの PDCA サイクルを意識して、令和 6（2024）年度からは、各学科にも「目標・計画・評価シート」の作成を求めることとした。
- ・科目レベルでは、授業アンケートにより教員個人が自らの授業内容を振り返り、「回答書」にて次年度に向けた授業改善案を提出することになっている（【資料 6-3-5】）。

以上のとおり、本学では、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで教育の改善・向上に反映させている。

■ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

6-3-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<改善委員会>

- ・本学の経営母体である学校法人静岡精華学園には、「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～7 年度）」という中期計画がある（【資料 6-3-6】）。
- ・上記中期計画に示されている「今後の取組み」は、本学が毎年度実施している自己点検評価書の基準、基準項目とつながりがあるため、自己点検・評価業務を実施することが中期計画を達成するための活動になっている。
- ・前述のとおり、本学において自己点検・評価業務は、内部質保証の仕組みに欠かせない業務であることから、本学では中期計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

以上のとおり、中長期的な計画に基づき、内部質保証の仕組みが機能している。

6-3 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<改善委員会>

- ・本学は、内部質保証のための方針、体制は整備されており、また、実際に内部質保証に向けた活動を行っているものの、その具体的成果を問われた時に回答できるような成果・実績がない。つまり、改善活動が道半ばであり、教職員が自信を持っていえるような成果が見えていないことが課題である。
- ・上記課題を解決するためには、IR による可視化と情報の共有が欠かせない。前者については、「IR 委員会」を中心に可視化に努めることとし、後者については、教授会

等で常に本学の教育・運営に関する情報を報告するものとする。

- ・前述のとおり、教育課程レベルのうち、学科の PDCA サイクルについては、令和 6（2024）年度が改善の初年度である。したがって、改善委員会が中心となり、学科の PDCA サイクルが適正に確立できているのか注視していく。

【基準 6 の自己評価】

本学の内部質保証は、「改善委員会」が、「静岡福祉大学内部質保証に関する方針」に従って行っている。内部質保証のための自己点検・評価は、原則として毎年度、「静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程」に従い学内の各会議体の代表者から構成される「自己点検・評価委員会」が行っている。自己点検・評価の結果に関して、自己点検評価書として教授会で共有するとともに、ホームページで社会へ公表している。IR 業務は教職員で構成される「IR 委員会」が全学的に検討し、規程に基づき企画戦略課が担っている。

三つのポリシーに基づく内部質保証に関して、機関レベルでは「改善委員会」、教育課程レベルでは各会議体が提出する「目標・計画・評価シート」、科目レベルでは「授業アンケート」で PDCA サイクルの仕組みを構築しており、それぞれの仕組みで内部質保証を行い、結果を教育の改善・向上に反映させている。

本学の中期計画は、経営母体である学校法人静岡精華学園の「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～7 年度）」に位置づいており、その計画にある「今後の取組み」と本学が毎年度実施している自己点検評価の基準、基準項目と関連している。したがって、本学の自己点検・評価作業が、中期計画に基づいた内部質保証となっている。

以上のとおり、本学は「改善委員会」が中心となって、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでの内部質保証と、中期計画に関連した自己点検・評価を行っていることから、基準 6 を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

A-1. 学生の実践的な学びを通じた地域社会に対する貢献活動

A-1-① 地域連携推進センター活動による地域連携・社会貢献

A-1-② 自治体と連携した異文化交流への学生の参画

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携推進センター活動による地域連携・社会貢献

A-1-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<地域連携推進センター>

1) 地域連携推進センターの活動目的と位置づけ

- ・教育基本法（第 7 条）は「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と謳っている。本学の特性に鑑みると、地域の諸団体等の協力があればこそ実習教育が可能となり、フィールドとして地域社会の理解があればこそ実証研究が可能となる。地域によって生まれ、支えられてこそその大学であるとすれば、地域に対して明確に寄与・貢献できる教育を展開し、また研究成果を社会還元できるようにすることは、本学の存立基盤を充実強化することにつながっている。
- ・本学における地域貢献活動は、主に地域連携推進センターが担っている。地域連携推進センターの具体的な活動目的は、①学生ボランティア等の実践活動を支援する、②本学学生に、授業時間とは別に多様な知識・技術を修得させる、③地域社会からの要請に対し、本学の資する専門的な知識・技術をもって貢献する、④本学の知的財産を地域社会に還元し、生涯教育・生涯学習の発展に貢献する、⑤地方自治体・各種団体・機関等と連携し、地域課題に対応し、発展に寄与する、の 5 項目からなる（【資料 A-1-1】）。

以下は、本学が地域連携推進センターを拠点として継続的に取り組んでいる貢献活動の例示である。

2) 「わんぱく寺子屋」による地域連携・社会貢献活動

- ・平成 17（2005）年度より焼津市の子ども居場所づくり推進事業として「わんぱく寺子屋」を開始し、平成 19（2007）年度からは焼津市放課後子ども教室推進事業の委託を受け実施している事業である。この事業は、地域の子どもたちに、勉強やスポーツ、文化活動等の体験の「場」を設けることにより、安全で安心な居場所づくり並びに心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としている（【資料 A-1-2】）。

- ・地域連携推進センターでは、この活動に参加する「わんぱく寺子屋スタッフ」というボランティア学生を支援している。「わんぱく寺子屋スタッフ」は、小学校低学年の子どもたちが自由な発想でものを作ることや遊ぶことを目的に、活動内容を検討し実施している（【資料 A-1-3】）。
- ・令和 5（2023）年度は、6 回実施し 156 人（延べ人数：子ども 91 人、同行者 65 人）が参加した（8 回の計画のうち、2 回は必要開催人員に満たないため、焼津市担当課と相談のうえ、中止した）。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、1 回当たりの定員を 20 人程度（子どものみ）としたが、結果として 5～29 人の参加者があり、わんぱく寺子屋の活動が子どもたちの体験の場として位置づけられていることがわかる（【資料 A-1-4】）。
- ・わんぱく寺子屋スタッフは、活動前には、実施計画書を作成し子どもたちが安全に安心して参加できる環境を整え、活動後はホームページのブログに掲載する記事を作成し、活動報告を行っており、本学での学びと実践を結び付け、社会貢献している（【資料 A-1-5】）。
- ・地域に定着した感のある企画であり、参加する子どもたちと学生スタッフの交流は年ごとに拡充している。

A-1-② 自治体と連携した事業への学生の参画

A-1-② 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<地域連携推進センター>

1) 自治体と連携した異文化交流への学生の参画

- ・本学の学びは社会福祉学と子ども学を二つの柱とするが、その関連する領域は想像以上に広い。地方自治体の施策に参画することに始まり、関連する専門機関・団体との協働、地域住民の社会活動への支援等、教員個々の研究活動としても、学生たちのボランティア等の活動としても、その組み合わせ方や関係性も常にダイナミックかつ有機的に変化している。
- ・焼津市は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるモンゴル国のホストタウンを契機にモンゴル祭り「やいづナーダム」を開催している。第 4 回となる令和 5（2023）年度は、地域における福祉活動等を行う「学生スタッフ」と「わんぱく寺子屋スタッフ」が出展するとともに、子ども学部の学生がステージイベントの進行を行った（【資料 A-1-6】）。
- ・学生は、「やいづナーダム」の参加活動について、令和 6（2024）年度新入生歓迎会において、他の地域連携推進センターでの活動と併せて活動紹介を行った。（【資料 A-1-7】）
- ・令和 6（2024）年度に開催される第 5 回（10 月予定）への参加に向けて、「学生スタッフ」の委員長を中心として出展の検討を行い、地域での学びと学内で学んだ福祉実践の諸理論及び知識を活動実践につなげている。

2) その他自治体と連携した事業への学生の参画

- ・本学は、包括連携協定を締結している焼津市、藤枝市、島田市及び富士市の地域課題を解決するために、事業の企画から学生が参画しているものがある。主な事業は、下表のとおりである。

市	目的	事業	担当
焼津市	子育て支援	親子ふれあいフェスティバルの開催	二木教授
	地域活性化	昭和通り商店街ハロウィンイベントへの参画	二木教授
	障害者福祉施設の人材確保	障がい福祉のPR	檜木教授
藤枝市	若者の地元定着	ふじえだガールズ・ミーティング	地域連携推進C
	子育て支援・環境づくり	地域における安心・安全な子育て・子育てをめざした子育て支援ネットワーク構築と強化の強み	坂田教授
島田市	若者の地元定着	島田市健康増進計画等検討委員会への学生参加	地域連携推進C
富士市	地域共生社会の実現	若年性認知症の方への支援体制の構築	檜木教授
	子どもの権利条例普及啓発	啓発リーフレットの作成	地域連携推進C・各学科
静岡市	教育活動の再構成	幼児向け環境学習プログラムの開発実践	坂田教授

A-1 改善・向上方策（令和6（2024）年度以降の計画）

＜地域連携推進センター＞

- ・地域連携推進センターは、地域連携・社会貢献の一環として、18年間子どもたちの居場所づくりに取り組んできた。これまでの近隣小学校の子どもたちを対象としたわんぱく寺子屋での活動実績を踏まえ、今後も小学校低学年の発達段階における成長の特徴と課題を理解し、適切な対応と活動の形を検討しながら取り組んでいく。自治体と連携した異文化交流への学生の参画については、学内の関係部署との連携を図りつつ、ボランティア参加の学生への支援活動をとおして国際教育の機会の提供を積極的に進めていく。

A-2. 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献活動

A-2-① 地域連携推進センターと図書館の連携による地域連携・社会貢献

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域連携推進センターと図書館の連携による地域連携・社会貢献

A-2-① 現状分析（令和 5（2023）年度の進捗状況）

<地域連携推進センター>

1) 企画展「バリアフリー絵本展」

- ・本学附属図書館の持つ特性のひとつである「バリアフリー絵本」、「幼児・児童絵本」は、近隣自治体の図書館との交流事業でも貸出しや展示会等を積極的に展開している。
- ・特に、全国的にも蔵書が充実しているバリアフリー文庫所蔵の「バリアフリー絵本」展をとおして障がいの有無に関わらず、誰もが読書を楽しめる機会を提供することを目的に、静岡県内の特別支援学校、自治体と連携して 3 か所で開催した（【資料 A-2-1】）。

【表 A-2-1】バリアフリー絵本展 開催一覧

開催日程		事業名
(1)	令和 5（2023）年 6 月 5 日～6 月 30 日 連携機関： 静岡県立静岡視覚支援 特別学校	布の絵本展 展示物： 図書館所蔵バリアフリー絵本(布の絵本)の展示
(2)	令和 5（2023）年 8 月 1 日～8 月 27 日 連携機関： 静岡県藤枝市	バリアフリー絵本（布の絵本）展 展示物： 図書館所蔵バリアフリー絵本(布の絵本)の展示
(3)	令和 6（2024）年 2 月 7 日～2 月 27 日 連携機関： 静岡県島田市	バリアフリー絵本（布の絵本）展 展示物： 図書館所蔵バリアフリー絵本(布の絵本)の展示

2) 企画展「幼児・児童絵本展」

- ・幼児・児童絵本展の開催は、本学独自の特色ある幼児（児童）教育の歩みを伝える地域貢献事業として、静岡県内の地域の人に幼児絵本による読書の楽しさを伝える機会を提供した。
- ・静岡県静岡市で、「静岡発 戦後の幼児雑誌」展の企画展を令和 5（2024）年 6 月 13 日～7 月 25 日に開催した（【資料 A-2-2】）。

A-2 改善・向上方策（令和 6（2024）年度以降の計画）

<地域連携推進センター>

- ・附属図書館との協働による企画展については、福祉学習及び幼児（児童）教育にかかわる内容を検討し、引き続き地域連携推進センター及び図書館所蔵の資料を基に開催

していく（年2回程度）。

【基準Aの自己評価】

本学における地域社会への貢献活動は、地域連携推進センターが担っている。

同時に各々の教員レベルにおいては、研究活動をとおして地域の機関・団体・地方自治体の施策に参画するとともに、関連する専門機関・団体との協働と社会活動への支援など協力関係を継続的に築いている。つまり、本学の有する知的財産・物的資源・人的資源を地域へ提供し還元している。

また、市民の生涯学習と生涯教育のための知識・技術・情報発信として、地域社会に貢献すべく静岡福祉大学公開講座を焼津駅前サテライトキャンパス（しずふく駅キャン）及び本学の教室において実施している。

地域連携推進センターを拠点とした事業として「わんぱく寺子屋」を継続的に取り組み、子どもたちの居場所づくりとして実施している。学生スタッフと子どもたちが共に楽しみ活動し誰もが参加できるプログラムが行われている。一方で地域連携推進センターは、学生ボランティアの窓口となり、地域と大学を結ぶかけ橋となり一翼を担っている。

さらに、企画展バリアフリー絵本展と幼児・児童絵本展を近隣の自治体と協働し、障がいの有無にかかわらず、読書を楽しめる機会を提供するため、貸出しや展示会を催している。

このように、本学は地域自治体等の連携協定をはじめとして、物的資源・人的資源を活用し地域への提供と公開講座を通じて地域社会に貢献していると評価できる。

よって、基準A「地域社会への貢献」については、基準を満たしている。

V. 特記事項

1. 大学教職員と高校教員との有機的なつながりを基にした高大連携事業

同じ系列の高校の教員と本学の教職員が 3 年にわたって高校生の豊かな学びを創るための協議を重ねている。この協議の以前より、系列高校の 3 年生の授業「大学福祉講座」に本学の教員が関わることで高大連携事業は行われてきたが、その講座での学びについては検討する機会が少なかったのが現状であった。そのため、学修者本位の考え方で、豊かな学びを提供し、その学びを評価することで、進学するのであれば進学先での学びに、就職するのであれば、就職先での問題解決能力につなげることを目指して協議を重ねている。ここで特筆すべきは、高校教員と大学教職員で、高校生にとっての豊かな学びとは、探究とは、といった教育の質に関して深い議論が継続して行えたことである。教育の質に関する高校教員と大学教職員の共通認識をもつ努力があってはじめて学修者本位の高大連携事業が成り立つからである。

令和 6（2024）年度は、高校 2 年生の「総合的な探究の時間」に本学の教員 3 人が、各々の研究テーマを題材に探究とはどういうことなのかについて講話するとともに、探究のプロセスを体験してもらうために、それぞれの研究テーマをもとに「探究の種」となる問いを提示して、対話をしたり、演習をしたりといった授業展開を行った。「総合的な探究の時間」では、この後の時間から、自分たちで問いを見つけ、課題を明確にして課題解決について検討するプログラムが行われる予定であり、その成果発表会に本学の教員が参加し受講生の学びについて見取る予定となっている。今後は、この授業について大学生との交流を含めて発展的に変えていくとともに、単元全体としてもっとまとまりのあるものにするために、高校教員と協議を重ねていく。

2. 国際交流活動の推進（韓国：東国大学校との交流）

令和 5（2023）年度、協定を締結している韓国の東国大学校との交流を具体的に進展させることを主な目標として、以下の取組みを実施した。

8 月には、東国大学校への表敬訪問を行い、現地視察を実施するとともに、今後の両大学間における交流の具体化に向けた意見交換を行い、関係性の一層の強化を図った。本学学生の海外への関心・意識を高めるきっかけとして、10 月に 1 年生の必修授業の中で特別講義「グローバル時代を生きるワクワク感」を開催した。学生や教職員は自由参加として、国際交流をマインドセットするために本学の国際交流活動を周知し、国際的な視野を広げる風土を育成する内容を目指した。

後期には、韓国視察以降、東国大学校の国際交流スタッフとオンライン会議などで協議を重ね、3 月に協定校と初の試みとなるオンライン交流会「日韓グローバル地産学協力セミナー」を開催した。双方大学、高校の教職員、学生・生徒、市職員が参加し、学校や地域の魅力について紹介をした。この学生同士の交流の第一歩として始まった企画は、単に協定校との交流だけでなく、国際交流をとおして高大連携、地域連携につなげることができた。令和 6（2024）年の夏には、東国大学校の協力のもと、韓国 3 泊 4 日のスタディツアーの実施を予定している。初めて海外に行く学生たちが楽しく学べるよう、学生同士の交流や福祉施設・保育所等見学などのプログラムを立てて、東国大学校と協議、情報共有を重ねている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、社会福祉学部及び子ども学部の 2 学部を置くことを規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 12 条に大学の修業年限を規定している。	3-1
第 88 条	—	科目等履修生の修業年限の通算については認めていないため、該当しない。	3-1
第 89 条	—	早期卒業については認めていないため、該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 15 条に入学資格を規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 6 条において学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置くこと、また副学長を置くことができることを定めている。 また、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手の職務、資格については、「静岡福祉大学職員組織規程」において定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条において、教授会の設置を規定するとともに、「静岡福祉大学教授会規程」において、教授会の運営に関し必要な事項を定めている。 また、「学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会第 3 条第 1 項第 3 号の学長が定める事項」において、学長が決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない事項を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 41 条に学士の学位を授与することを規定している。	3-1
第 105 条	—	履修証明プログラムについては開設していないため、該当しない。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び「静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、原則として毎年度自己点検・評価を行い、ホームページにおいて自己点検評価書を公表している。 また、認証評価は、7 年に 1 度の割合で受審している。	6-2
第 113 条	○	「学校法人静岡精華学園情報公開規程」に基づき、教育研究活動等に関する情報をホームページに公表している。	3-2
第 114 条	○	「静岡福祉大学職員組織規程」及び「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」において、事務職員等の職制、職務に関し定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 15 条第 2 項（第 3 年次編入学）及び第 3 項（第 2 年次編	2-1

静岡福祉大学

		入学)において編入学資格を定めており、それぞれ第2号に高等専門学校を卒業した者を規定している。	
第132条	○	学則第15条第2項(第3年次編入学)及び第3項(第2年次編入学)において編入学資格を定めており、それぞれ第4号に専修学校の専門課程(修業年限が2年以上あることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有するものに限る。)と規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	学則において、各項目について明記している(寄宿舎に関する事項を除く。)	3-1 3-2
第24条	○	学籍、成績等を作成し、適切に管理している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第43条及び「静岡福祉大学学生懲戒規程」において、懲戒処分の手続き等を規定している。	4-1
第28条	○	各担当部署において、必要な表簿を備え、管理している。	3-2
第143条	—	代議員会等の制度がないため、該当しない。	4-1
第146条	—	科目等履修生の修業年限の通算については認めていないため、該当しない。	3-1
第147条	—	早期卒業については認めていないため、該当しない。	3-1
第148条	—	修業年限が4年を超える学部を設置していないため、該当しない。	3-1
第149条	—	早期卒業については認めていないため、該当しない。	3-1
第150条	○	学則第15条に入学資格について規定している。	2-1
第151条	—	本学は、学校教育法第90条第2項に該当しない。	2-1
第152条	—	本学は、学校教育法第90条第2項に該当しない。	2-1
第153条	—	本学は、学校教育法第90条第2項に該当しない。	2-1
第154条	—	本学は、学校教育法第90条第2項に該当しない。	2-1
第161条	○	学則第15条第2項(第3年次編入学)及び第3項(第2年次編入学)において編入学資格を定めている。	2-1
第162条	○	学則第19条に転入学について規定している。	2-1
第163条	○	学則第9条、第10条及び第14条に規定している。	3-2
第163条の2	○	「静岡福祉大学科目等履修生規程」において、証明書を交付することを規定している。	3-1
第164条	—	履修証明プログラムについては開設していないため、該当しない。	3-1
第165条の2	○	建学の精神、教育理念、使命・目的に基づき、三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を定め、ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1

静岡福祉大学

			3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条、「静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、適切な体制を整えている。また、適切な項目を設定し、自己点検・評価を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	「学校法人静岡精華学園情報公開規程」において公表する情報を定め、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める項目をホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 40 条、学則第 41 条及び「静岡福祉大学学位規程」において規定している。	3-1
第 178 条	○	学則第 15 条第 2 項（第 3 年次編入学）及び第 3 項（第 2 年次編入学）において「高等専門学校を卒業した者」の編入学を定め、学則第 21 条において在学すべき年数については、学長が決定すると規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 15 条第 2 項（第 3 年次編入学）及び第 3 項（第 2 年次編入学）において「専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上あることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有するものに限る。）」の編入学を定め、学則第 21 条において在学すべき年数については、学長が決定すると規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令等を遵守するとともに、学則第 2 条のとおり教育研究活動の水準の向上を図るために、自ら点検及び評価を行うことを規定している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条に学部及び学科の教育研究上の目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 17 条、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づき、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜を実施している。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条において、学部について規定しており、教員組織、教員数については、大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条において、学科について規定している。	1-2
第 5 条	—	課程を設けていないため、該当しない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、該	1-2

静岡福祉大学

		当しない。	3-2 4-2
第7条	○	<p>教育研究実施組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じて、必要な教員を配置している。</p> <p>「静岡福祉大学職員組織規程」、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」、「静岡福祉大学委員会等設置規程」に基づき、教員及び事務職員の役割等、学生に対する指導及び厚生補導を組織的に行う組織、大学運営に必要な業務を行うための組織を編制している。</p> <p>教員の年齢構成は30歳台～70歳台まで偏りのない構成になっている。</p> <p>なお、本学は二以上の校地はない。</p>	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	<p>授業科目は、その内容により適切に担当教員を配置している。また、演習、実習においては助手に補助させている。</p> <p>「静岡福祉大学TA・SA規程」に基づき、指導補助者に補助させている。</p> <p>なお、本学は従前の基準を適用しているため、基幹教員に関する定めはない。</p>	3-2 4-2
第9条	—	授業を担当しない教員を置いていないため、該当しない。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	大学設置基準に基づき、適切な専任教員数、教授数を配置している。	3-2 4-2
第11条	○	「静岡福祉大学FD・SD委員会規程」に基づき組織された「FD・SD委員会」が中心となり、計画的に研修が行われている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「静岡福祉大学学長候補者選考規程」第4条において、学長の資格について規定している。	4-1
第13条	○	「静岡福祉大学教員任用基準」第2条において、教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第14条	○	「静岡福祉大学教員任用基準」第3条において、准教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第15条	○	「静岡福祉大学教員任用基準」第4条において、講師の資格について規定している。	3-2 4-2
第16条	○	「静岡福祉大学教員任用基準」第5条において、助教の資格について規定している。	3-2 4-2
第17条	○	「静岡福祉大学教員任用基準」第6条において、助手の資格について規定している。	3-2 4-2
第18条	○	学則第3条において、収容定員について規定している。	2-1

静岡福祉大学

第 19 条	○	本学は、三つのポリシーに基づいた教育課程の編成方針を定め、適切に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	教育課程に基づき、授業科目を必修科目、必修選択科目、選択科目、自由科目に区分し、適切に各年次に配当し、編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条において、単位について規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 26 条において、1 年間の授業を行う期間を規定している。	3-2
第 23 条	○	学年暦に基づき、15 週単位を基本としている。	3-2
第 24 条	○	大学設置基準、資格の関係法令等に基づき、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、適切な人数に設定している。	2-5
第 25 条	○	学則第 23 条の 2 において、授業の方法について規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに授業の計画については、各授業科目のシラバスにおいてあらかじめ明示し、ホームページで公開している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を実施していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条、「静岡福祉大学社会福祉学部履修規程」及び「静岡福祉大学子ども学部履修規程」において、単位の授与について規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	「静岡福祉大学社会福祉学部履修規程」及び「静岡福祉大学子ども学部履修規程」において、履修登録単位数の上限について規定している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 29 条において、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 30 条において、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 31 条において、入学前の既修得単位等の認定について規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を設けていないため、該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 45 条及び「静岡福祉大学科目等履修生規程」において、科目等履修生について規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 40 条において、卒業の要件において規定している。 また、学則第 31 条の 2 において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる単位数は、卒業に必要な単位のうち 60 単位を超えないものとする規定している。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していないため、該当しない。	3-1

静岡福祉大学

第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち校舎の敷地には学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空間を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準に基づき、適切な校舎等施設を設けている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館は、大学設置基準に基づき、適切な図書、学術雑誌等を整備している。 また、図書館の機能を十分に発揮させるために、専任職員 1 人、非常勤職員 3 人を置いている。	2-5
第 39 条	—	附属施設が必要な学部又は学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 40 条	○	学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地における教育研究を行っていないため、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的、教育研究上の目的等にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基本組織を置いていないため、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を置く学部を置いていないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を置いていないため、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5

静岡福祉大学

第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設置していないため、該当しない。	1-2
第 59 条	—	大学院大学を設置していないため、該当しない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等、薬学を履修する課程を設置していないため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 41 条及び「静岡福祉大学学位規程」において、学士の学位授与の要件を規定している。	3-1
第 10 条	○	学則第 41 条及び「静岡福祉大学学位規程」において、専攻分野の名称を規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則において規定し、学則を変更した場合には、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人が設置する大学等の教育研究活動及び運営に関する中期計画を策定するとともに、実施状況を把握する等、自主的に運営基盤の強化を図っている。また、ホームページでの情報公開を通じて運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為により、利益相反取引を適切に防止することができる者を監事として選任している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条第 2 項に基づき、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条において、理事 9 人以上 11 人以内、監事 2 人又は 3 人を置くこと、理事のうち 1 人を理事長とすることを規定し、これを遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、学校法人静岡精華学園理事会業務委任規程に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 12 条において、理事会について規定している。	5-2

静岡福祉大学

第 37 条	○	寄附行為第 14 条、第 14 条の 2、第 16 条及び第 16 条の 2 において、理事長、常務理事及び監事について規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条及び第 7 条において、理事及び監事の選任について規定し、遵守している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条において、監事の兼職禁止について規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条において、役員の特任について規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条において、評議員会について規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条において、評議員会への諮問事項について規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条において、評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条において、評議員の選任について規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 において、役員がこの法人に対する損害賠償責任及び責任の免除について規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1(1)⑥に役員が学校法人に対する損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1(1)⑦に役員が学校法人に対する損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 18 条の 3 及び第 18 条の 4 において、一般社団・財団法人法の規定を準用することを規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条において、寄附行為の変更について規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条において、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条において、決算及び実績の報告について規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条において、財産目録等の備付け及び閲覧について規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条において、役員等の報酬について規定するとともに、「学校法人静岡精華学園役員等の報酬等の支給基準」に基づき、適切に支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条において、会計年度について規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条において、情報の公開について規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2

第 102 条			2-1
---------	--	--	-----

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2

静岡福祉大学

			4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2

静岡福祉大学

第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1

静岡福祉大学

第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

静岡福祉大学

第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	静岡福祉大学 大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	静岡福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	

静岡福祉大学

	令和6年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/access/) 大学紹介>アクセス (https://suw.ac.jp/campuslife/campusmap/yaizu/) キャンパスライフ>キャンパスマップ	
	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 静岡精華学園法人本部規程集 静岡福祉大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和5年度理事会・評議員会出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	財務計算に関する書類、監査報告書（令和元年度～令和5年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/outline/policy/) 大学紹介>3つのポリシー	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/release/appraisal/) 大学紹介>内部質保証・自己点検評価・認証評価	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	2024年度学生便覧（巻頭）	
【資料 1-1-2】	運営協議会議事録（令和6年3月6日）	
【資料 1-1-3】	2024 オリエンテーション日程	
【資料 1-1-4】	教職員全体会議 次第	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	運営協議会議事録（令和6年2月7日）、教授会議事録（令和6年2月14日）	
【資料 1-2-2】	2024年度学生便覧（巻頭）	
【資料 1-2-3】	2024 オリエンテーション日程	
【資料 1-2-4】	教職員全体会議 次第	
【資料 1-2-5】	静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>建学の精神・基本理念	
【資料 1-2-6】	大学案内 2025（P48～P49）	
【資料 1-2-7】	2024年度学生募集要項（P2）	
【資料 1-2-8】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和3年度～令和7年度）	
【資料 1-2-9】	令和6年度 組織図	
【資料 1-2-10】	ワーキンググループ一覧	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 年度学生募集要項 (P3)	
【資料 2-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>3つのポリシー	
【資料 2-1-3】	オープンキャンパス・高校教員対象大学説明会入試説明資料	
【資料 2-1-4】	静岡福祉大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-5】	静岡福祉大学入試委員会規程	
【資料 2-1-6】	2024 年度学生募集要項 (P4~P5)	
【資料 2-1-7】	2024 年度第 2 回入試広報委員会 議事録	
【資料 2-1-8】	2019 年度入 2022 年度卒 AP に沿った入学者受け入れ検証データ	
【資料 2-1-9】	2023 年度第 13 回入試委員会議事録	
【資料 2-1-10】	2024 年度総合型選抜入試評価用紙、総合型選抜入試評価のガイドライン、総合型選抜入試面接試験の実施について、アドミッションポリシー	
【資料 2-1-11】	2023 年度第 5 回入試委員会議事録	
【資料 2-1-12】	2024 年度入学者アンケート	
【資料 2-1-13】	2024 年度第 1 回入試広報委員会議事録	
【資料 2-1-14】	令和 4 (2022) 年度第 3 回高大連携に関する打ち合わせ	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生支援体制図	
【資料 2-2-2】	令和 6 年度オリエンテーション日程【1 年生・編入学生】	
【資料 2-2-3】	静岡福祉大学オフィスアワー規程	
【資料 2-2-4】	2023 年度オフィスアワー一覧 (前期・後期)、2024 年度オフィスアワー一覧 (前期)	
【資料 2-2-5】	入学前教育 (しずふくプレユニバーシティ:ふれゆに) について	
【資料 2-2-6】	しずふく授業見学ウィークチラシ	
【資料 2-2-7】	入学前教育「学問サキドリプログラム」のご案内、学問サキドリプログラム (生活・人間系、保育・児童系)、	
【資料 2-2-8】	2023 年度入学前教育 (しずふくプレユニバーシティ:ふれゆに) プレセミナー (プログラム、冊子)	
【資料 2-2-9】	令和 6 年度新入生保護者ガイダンス (次第、個別面談表)	
【資料 2-2-10】	教務委員会議事録 (令和 5 年 8 月 29 日、令和 6 年 2 月 28 日)	
【資料 2-2-11】	『アカデミックアドバイザー制度』学修サポート、アカデミック・アドバイザー面談記録様式	
【資料 2-2-12】	令和 5 年度第 12 回子ども学科会議議事録	
【資料 2-2-13】	子ども学科学生情報共有フォーム (2023 年度、2024 年度)	
【資料 2-2-14】	静岡精華学園みらい躍進計画 (令和 3 年度~令和 7 年度)	
【資料 2-2-15】	健康調査票	
【資料 2-2-16】	静岡福祉大学 TA・SA 規程	
【資料 2-2-17】	令和 5 年度 TA・SA 採用実績	
【資料 2-2-18】	TA・SA ハンドブック	
【資料 2-2-19】	2023 年度オフィスアワー集計結果 (前期・後期)	
【資料 2-2-20】	学生支援の機関連携に関する会議録	
【資料 2-2-21】	静岡福祉大学における障がい学生の支援に関する指針、2023 年度学生便覧 (P59~P60)	

静岡福祉大学

【資料 2-2-22】	学生サポートセンターと他部署との関係図	
【資料 2-2-23】	講義における障がい学生への配慮についてのお願い、定期試験における障がい学生の対応について（お願い）	
【資料 2-2-24】	令和 5（2023）年度講義・定期試験における特別措置申請者数	
【資料 2-2-25】	物品使用貸借契約書	
【資料 2-2-26】	指示カード	
【資料 2-2-27】	令和 5（2023）年度・後期 特別措置フォローアップ面談リスト	
【資料 2-2-28】	学科別退学者推移表（2019 年度～2023 年度 5 年間の動向）	
【資料 2-2-29】	異動理由別退学者数一覧（2019 年度～2023 年度）	
【資料 2-2-30】	2023 年度中退者についての分析結果、2023 年度第 6 回学生支援委員会議事録	
【資料 2-2-31】	在籍者数一覧表	
【資料 2-2-32】	福祉心理学科「基礎セミナー I」（年間プログラム、授業計画）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス「キャリア支援科目」	
【資料 2-3-2】	令和 5 年度インターンシップ情報提供、参加状況	
【資料 2-3-3】	キャリア支援体制図	
【資料 2-3-4】	静岡福祉大学キャリア支援委員会規程	
【資料 2-3-5】	令和 5 年度キャリア支援課相談予約件数、就職支援セミナー実績一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	静岡福祉大学学生支援委員会規程 新旧対照表	
【資料 2-4-2】	静岡福祉大学学生支援委員会規程	
【資料 2-4-3】	令和 6（2024）年度学生支援委員会業務分掌	
【資料 2-4-4】	2023 年度食堂意見交換会議事録、2023 年度売店意見交換会議事録	
【資料 2-4-5】	静岡福祉大学学生サポートセンター規程、2024 年度 学生便覧（P59～P60）	
【資料 2-4-6】	R5 保健室利用状況、令和 5 年度学校感染症の報告について、健康観察表（インフル・COVID-19）、R5 感染症罹患状況	
【資料 2-4-7】	R5 学生の健康診断、学生定期健康診断の結果について（受診のすすめ）	
【資料 2-4-8】	R5 健康相談、R5 ヘルスアップ相談	
【資料 2-4-9】	学生支援体制図	
【資料 2-4-10】	2024 年度代議員会名簿、2024 年度体文会・クラブ・サークル等一覧	
【資料 2-4-11】	令和 5（2023）年度学生相談室相談対応実績報告	
【資料 2-4-12】	健康調査アンケート	
【資料 2-4-13】	R5 健康推進課（保健室）活動報告	
【資料 2-4-14】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	2024 年度 学生便覧（P66～P74）	
【資料 2-5-2】	施設整備改修計画	
【資料 2-5-3】	静岡福祉大学施設等使用規程	
【資料 2-5-4】	2024 年度 学生便覧（P111～P130）	
【資料 2-5-5】	学内 AED 設置場所	
【資料 2-5-6】	令和 5 年度静岡福祉大学附属図書館概要	
【資料 2-5-7】	開室している曜日・時間帯に関する掲示物	
【資料 2-5-8】	静岡福祉大学附属図書館施設紹介	
【資料 2-5-9】	上映会 in 図書館チラシ	

【資料 2-5-10】	企画展チラシ (3 種類)	
【資料 2-5-11】	システム構成 (概念図)	
【資料 2-5-12】	2024 年度 学生便覧 (P55~P56)	
【資料 2-5-13】	2024 年度 入学手続要項 (P2)	
【資料 2-5-14】	2024 履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	キャンパスライフの手引き 2024	
【資料 2-6-2】	2023 年度学修環境の改善等に関する要望・回答まとめ	
【資料 2-6-3】	2023 年度学長と学友会との話し合い議事録 (第 1 回、第 2 回)	
【資料 2-6-4】	2024 年度学生便覧 (P10)	
【資料 2-6-5】	授業に対する意見記入用紙	
【資料 2-6-6】	静岡福祉大学オフィスアワー規程	
【資料 2-6-7】	知ってほしい奨学金のコト 2024 年度静岡福祉大学奨学金ガイドブック	
【資料 2-6-8】	学生相談室の緊急対応支援 (初期対応)	
【資料 2-6-9】	食堂意見交換会議事録 (令和 5 年 7 月 19 日)、売店意見交換会議事録 (令和 5 年 7 月 10 日)	
【資料 2-6-10】	2022 年度学長と学友会との話し合い議事録 (第 2 回、第 4 回)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2024 年度 学生便覧 巻頭	
【資料 3-1-2】	2024 年度 福祉心理学科ガイダンス 進行予定 3 年生	
【資料 3-1-3】	静岡福祉大学学則	
【資料 3-1-4】	静岡福祉大学社会福祉学部履修規程	
【資料 3-1-5】	静岡福祉大学子ども学部履修規程	
【資料 3-1-6】	シラバス (英語 A)	
【資料 3-1-7】	単位互換に関する協定書等 (静岡産業大学、静岡大学)	
【資料 3-1-8】	卒業要件一覧表	
【資料 3-1-9】	2024 年度 学生便覧 (P47~P48)	
【資料 3-1-10】	教務委員会議事録 (令和 6 年 3 月 21 日)	
【資料 3-1-11】	教授会議事録 (令和 6 年 4 月 10 日)	
【資料 3-1-12】	教務委員会議事録 (令和 6 年 2 月 20 日)	
【資料 3-1-13】	教授会議事録 (令和 6 年 2 月 21 日)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2024 年度 学生便覧 巻頭	
【資料 3-2-2】	静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/outline/policy/) 大学紹介>3 つのポリシー	
【資料 3-2-3】	2024 年度 福祉心理学科ガイダンス 進行予定 3 年生	
【資料 3-2-4】	カリキュラムポリシー、科目群編成区分、編成方針	
【資料 3-2-5】	カリキュラム・ツリー	
【資料 3-2-6】	ナンバリング	
【資料 3-2-7】	学生専用ポータルサイト (カリキュラム・ツリー、科目ナンバリングの画面)	
【資料 3-2-8】	履修モデル	
【資料 3-2-9】	教職員教務便覧 2024 年度版	
【資料 3-2-10】	2024 年度シラバス第 3 者チェック実施の依頼について	

静岡福祉大学

【資料 3-2-11】	2024 年度シラバス第 3 者チェックに関する担当者表	
【資料 3-2-12】	2024 年度学生便覧 (P33)	
【資料 3-2-13】	シラバス (基礎セミナー I・II)	
【資料 3-2-14】	シラバス (基礎セミナー III)	
【資料 3-2-15】	2024 年度開講科目数と 2024 年度アクティブラーニング実施科目数が分かる資料	
【資料 3-2-16】	心理実習の手引き	
【資料 3-2-17】	シラバス (ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習 (社会) C、D)	
【資料 3-2-18】	シラバス (ソーシャルワーク実習指導 (社会) A、B、C)	
【資料 3-2-19】	シラバス (ソーシャルワーク実習指導 (精神基礎))	
【資料 3-2-20】	2023 年度しだはい勉強会チラシ、プログラム	
【資料 3-2-21】	シラバス (介護総合演習 A・B・C・D)	
【資料 3-2-22】	シラバス (スクールソーシャルワーク演習・スクールソーシャルワーク実習指導)	
【資料 3-2-23】	保育実習委員会議事録 (令和 5 年 10 月 31 日、令和 5 年 12 月 14 日、令和 6 年 1 月 18 日)	
【資料 3-2-24】	保育実習委員会議事録 (令和 5 年 9 月 27 日、令和 5 年 11 月 2 日、令和 5 年 11 月 8 日、令和 5 年 12 月 13 日)	
【資料 3-2-25】	シラバス (保育所実習指導 II)・保育実習指導 I 授業計画	
【資料 3-2-26】	シラバス (小学校教育実習 I (学校体験)・小学校教育実習指導・小学校教育実習)	
【資料 3-2-27】	令和 5 (2023) 年度前期「学生による授業アンケート」実施について (お願い)、令和 5 (2023) 年度後期「学生による授業アンケート」集計結果の配付および回答書の作成について (お願い)	
【資料 3-2-28】	静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/release/education/) 大学紹介>教育研究活動等の状況	
【資料 3-2-29】	令和 5 年度 FD・SD 研修計画	
【資料 3-2-30】	静岡福祉大学 FD 研修会資料 (大学中退予防の実際)	
【資料 3-2-31】	令和 5 (2023) 年度前期中間「学生による授業アンケート」実施について (お願い)	
【資料 3-2-32】	令和 5 年度授業評価アンケートに対する教員からの回答例	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	静岡福祉大学アセスメントプラン	
【資料 3-3-2】	2023 年度後期卒業生対象「学びの実感」アンケート依頼文、2022 年度卒業生 学びの実感アンケート (集計結果)	
【資料 3-3-3】	学生専用ポータルサイト (学修ポートフォリオの画面)	
【資料 3-3-4】	2022 年度学生生活調査報告書	
【資料 3-3-5】	2023 年度卒業生に関するアンケート結果報告	
【資料 3-3-6】	教務委員会議事録 (令和 5 年 6 月 21 日)	
【資料 3-3-7】	キャリア支援委員会議事録 (令和 6 年 1 月 31 日、令和 6 年 3 月 27 日)	
【資料 3-3-8】	運営協議会議事録 (令和 6 年 4 月 17 日)	
【資料 3-3-9】	教授会議事録 (令和 5 年 1 月 11 日)	
【資料 3-3-10】	学生による授業アンケート	
【資料 3-3-11】	2023 年度後期授業アンケートに対する回答書	
【資料 3-3-12】	2023 年度静岡福祉大学社会福祉士国家試験対策講座日程	
【資料 3-3-13】	2023 年度静岡福祉大学精神保健福祉士国家試験対策講座日程	
【資料 3-3-14】	2023 年度介護福祉士国家試験対策講座日程	

静岡福祉大学

【資料 3-3-15】	2023 年度保育士国家試験対策講座年間スケジュール	
【資料 3-3-16】	2023 年度までの国家試験の結果について	
【資料 3-3-17】	シラバス（基礎セミナーⅠ・Ⅱ）	
【資料 3-3-18】	【様式】学修指導面談記録	
【資料 3-3-19】	学生支援委員会議事録（令和 5 年 5 月 24 日、令和 5 年 9 月 20 日、令和 5 年 12 月 27 日）	
【資料 3-3-20】	キャリア支援Ⅰ-A（11 回目）レジメ	
【資料 3-3-21】	2022 年度国試対策講座出席率	
【資料 3-3-22】	祝日 2022 年度国試対策講座出席率	
【資料 3-3-23】	2023 年度国試対策講座の出席率	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	部長会次第	
【資料 4-1-2】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 4-1-3】	ワーキンググループ一覧	
【資料 4-1-4】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 4-1-5】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	令和 6 年度 委員会等目標・計画・評価シート	
【資料 4-1-7】	各学科の学科会議議事録	
【資料 4-1-8】	静岡福祉大学職員組織規程	
【資料 4-1-9】	運営協議会議事録（令和 5 年 12 月 6 日）	
【資料 4-1-10】	教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号の学長が定める事項	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	静岡福祉大学教員選考規程、静岡福祉大学教員任用基準、静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規、静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規	
【資料 4-2-2】	静岡福祉大学教員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-3】	静岡福祉大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準	
【資料 4-2-4】	令和 5 年度 FD・SD 研修計画	
【資料 4-2-5】	メール文（【第 4 回 FD 研修会】(8_31)動画の配信につきまして）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 5 年度 FD・SD 研修計画	
【資料 4-3-2】	メール文（【第 4 回 FD 研修会】(8_31)動画の配信につきまして）	
【資料 4-3-3】	外部研修実績一覧表	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規	
【資料 4-4-2】	教授会資料 令和 6 年度科学研究費助成事業公募関連事項について	
【資料 4-4-3】	静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針、静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範、静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程、静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画、静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領、静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領	
【資料 4-4-4】	令和 4 年度分科学研究費の内部監査報告書	

静岡福祉大学

【資料 4-4-5】	静岡福祉大学研究計画倫理審査規程	
【資料 4-4-6】	令和 6 年度静岡福祉大学教員研究費執行方針	
【資料 4-4-7】	令和 6 年度特別研究費の配分について	
【資料 4-4-8】	過去 5 年間の科学研究費助成事業（令和元年度～令和 5 年度）	
【資料 4-4-9】	焼津市、藤枝市、富士市の外部資金関連資料	
【資料 4-4-10】	ふじのくに地域・大学コンソーシアム、しずおか中部連携中枢都市圏の外部資金関連資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 5-1-2】	学校法人静岡精華学園倫理・コンプライアンス規程	
【資料 5-1-3】	学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-4】	役員、評議員の概要	
【資料 5-1-5】	学校法人静岡精華学園ホームページ (https://s-seika.jp/disclosure/index.html) 情報公開	
【資料 5-1-6】	静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介＞大学概要＞情報公開	
【資料 5-1-7】	静岡福祉大学大学運営協議会規程	
【資料 5-1-8】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～7 年度）、理事会・評議員会学事報告（令和 6 年 3 月 7 日）	
【資料 5-1-9】	令和 5 年度地球温暖化対策に対する対応及び「クールビズ運動」の実施について	
【資料 5-1-10】	学校法人静岡精華学園 DX 戦略推進プロジェクトチーム設置要綱	
【資料 5-1-11】	学校法人静岡精華学園ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-12】	学校法人静岡精華学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-13】	令和 5 年度静岡福祉大学第 7 回 FD・SD 研修会次第	
【資料 5-1-14】	2024 年度学生便覧（P59～P60）	
【資料 5-1-15】	静岡福祉大学危機管理委員会議事録	
【資料 5-1-16】	静岡福祉大学防火防災管理規程	
【資料 5-1-17】	令和 5 年度静岡福祉大学防災訓練実施要領	
【資料 5-1-18】	防災備蓄品リスト	
【資料 5-1-19】	保険証券の写し（業務過誤賠償責任保険）	
【資料 5-1-20】	加入者証（私大協役員賠償責任保険及び学校教育活動賠償責任保険）	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人静岡精華学園理事会業務委任規程	
【資料 5-2-2】	学校法人静岡精華学園法人運営委員会規程	
【資料 5-2-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 5-2-4】	役員、評議員の概要	
【資料 5-2-5】	評議員会議事録（令和 5 年 12 月 14 日）	
【資料 5-2-6】	令和 6 年度（2024）事業計画書	
【資料 5-2-7】	理事会出欠表・意思表示書（写し）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人静岡精華学園法人運営委員会規程	
【資料 5-3-2】	静岡福祉大学運営協議会規程	

静岡福祉大学

【資料 5-3-3】	令和 6 年度 静岡福祉大学組織図（委員会等を含む）	
【資料 5-3-4】	静岡精華学園業務連絡協議会規程、業務連絡協議会開催通知 業務連絡協議会次第（令和 5 年 10 月 5 日）	
【資料 5-3-5】	令和 5 年 9 月 28 日通知「常務理事への提案募集について」	
【資料 5-3-6】	学校法人静岡精華学園 DX 戦略推進プロジェクトチーム設置 要綱	
【資料 5-3-7】	法人運営委員会次第（令和 6 年 2 月 27 日）	
【資料 5-3-8】	役員、評議員の概要	
【資料 5-3-9】	運営協議会議事録（令和 5 年 8 月 16 日）、臨時教授会議事録 （令和 5 年 8 月 30 日）、理事会、評議員会議事録（令和 5 年 9 月 21 日）	
【資料 5-3-10】	理事会、評議員会議事録（令和 5 年 12 月 14 日）	
【資料 5-3-11】	法人監事と会計士との面談次第（令和 5 年 5 月 2 日）、監事監 査の日程等について（令和 5 年 5 月 11 日）、令和 5 年度学校法 人静岡精華学園監事監査計画書	
【資料 5-3-12】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 5-3-13】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿（令和 6 年 5 月 30 日）	
【資料 5-3-14】	評議員会議事録（令和 5 年 9 月 21 日）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～7 年度）Ⅶ5 年後の主 要な数値目標	
【資料 5-4-2】	事業活動収支計算書（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）	
【資料 5-4-3】	事業活動収支計算書（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）	
【資料 5-4-4】	貸借対照表（令和 6 年 4 月 1 日）	
【資料 5-4-5】	事業活動収支予算書（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-2】	理事会議案（令和 5 年 12 月 14 日）令和 5 年度第 1 回補正予 算について	
【資料 5-5-3】	理事会議案（令和 6 年 3 月 7 日）令和 5 年度第 2 回補正予算に ついて	
【資料 5-5-4】	令和 5 年度内部監査結果報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	静岡福祉大学内部質保証に関する方針	
【資料 6-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>内部質保証に関する情報	
【資料 6-1-3】	静岡福祉大学内部質保証の体制図	
【資料 6-1-4】	運営協議会議事録（令和 6 年 1 月 10 日）	
【資料 6-1-5】	静岡福祉大学改善委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	静岡福祉大学学則	
【資料 6-2-2】	静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-2-3】	静岡福祉大学内部質保証に関する方針	
【資料 6-2-4】	静岡福祉大学内部質保証の体制図	

静岡福祉大学

【資料 6-2-5】	令和 5 年度自己点検評価書 (VII. エビデンス集一覧)	
【資料 6-2-6】	静岡福祉大学ホームページ (https://suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>内部質保証に関する情報	
【資料 6-2-7】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 6-2-8】	令和 6 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	静岡福祉大学内部質保証に関する方針	
【資料 6-3-2】	静岡福祉大学内部質保証の体制図	
【資料 6-3-3】	令和 5 年度自己点検・評価業務における「改善・向上方策（将来計画）」等一覧表	
【資料 6-3-4】	教授会議事録（令和 6 年 3 月 13 日）	
【資料 6-3-5】	授業アンケート「回答書」作成について	
【資料 6-3-6】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）	

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 学生の実践的な学びを通じた地域社会に対する貢献活動		
【資料 A-1-1】	静岡福祉大学地域連携推進センター規程	
【資料 A-1-2】	令和 5 年度焼津市放課後子ども教室（わんぱく寺子屋）推進事業契約書	
【資料 A-1-3】	2023 年度わんぱく寺子屋スタッフ名簿、1 月 19 日（金）わんぱく寺子屋会議議事録	
【資料 A-1-4】	令和 5 年度わんぱく寺子屋概要について、令和 5 年度焼津市放課後子ども教室わんぱく寺子屋報告書	
【資料 A-1-5】	わんぱく寺子屋実施計画書、ブログ記事	
【資料 A-1-6】	第 4 回モンゴル祭り「やいづナーダム」出展、やいづナーダムチラシ	
【資料 A-1-7】	地域連携推進センター学生スタッフ説明会資料	
A-2. 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献活動		
【資料 A-2-1】	バリアフリー絵本展チラシ（静岡視覚特別支援学校、藤枝市駅南図書館、島田市図書館）	
【資料 A-2-2】	幼児・児童絵本展チラシ（静岡市立中央図書館）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。